

第2期柏市こどもの貧困対策推進計画・ 第4期柏市ひとり親家庭等自立促進計画

素案

**令和6年10月
柏市こども部こども福祉課**

はじめに （作成中）

目次 （作成中）

第 1 章

第 2 期柏市こどもの貧困対策推進計画

1 計画の策定にあたって

(1) 計画策定の背景と趣旨

令和4年国民生活基礎調査に基づき発表された、令和3年の全国のこどもの貧困率は11.5%となっており、およそ8～9人に1人のこどもが平均的な生活水準の半分未満で暮らす「相対的貧困」の状態にあるとされています。

また、子育てに関する不安感や地域社会における子育て家庭の孤立などを背景に、DVや疾病、虐待等の経済面以外の問題や、家庭環境の格差による世代間の貧困の連鎖なども大きな課題となっています。

このような状況を踏まえ、国は、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（以下「同法」という。）を施行し、これを受けて同年8月には、こどもの貧困対策についての基本的な方針や重点施策等を定めた「子供の貧困対策に関する大綱」（以下「同大綱」という。）が閣議決定されました。その後、同法、同大綱ともに改正、改定を経て、令和5年12月に「こども大綱」が閣議決定されたほか、令和6年6月には、同法の名称が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改められました。改正後の法律では、その目的及び基本理念において、解消すべきこどもの貧困を具体化するとともに、支援や施策のさらなる体制強化を目指しています。

柏市においては、こどもの貧困対策計画をさらに推進していくため、第1期計画の見直しを行い、「第2期柏市こどもの貧困対策推進計画」（以下「本計画」という。）（令和7年度～令和11年度）を策定いたしました。本計画では、第1期計画における基本目標や基本施策に基づく取り組みを踏まえつつ、すべてのこどもが、家庭の環境や経済的な状況に関わらず、等しく健やかに成長し、社会から孤立することなく安心して日常生活を送ることができるよう、こどもを第一に考えた様々な支援を総合的に推進していきます。

こどもの貧困率

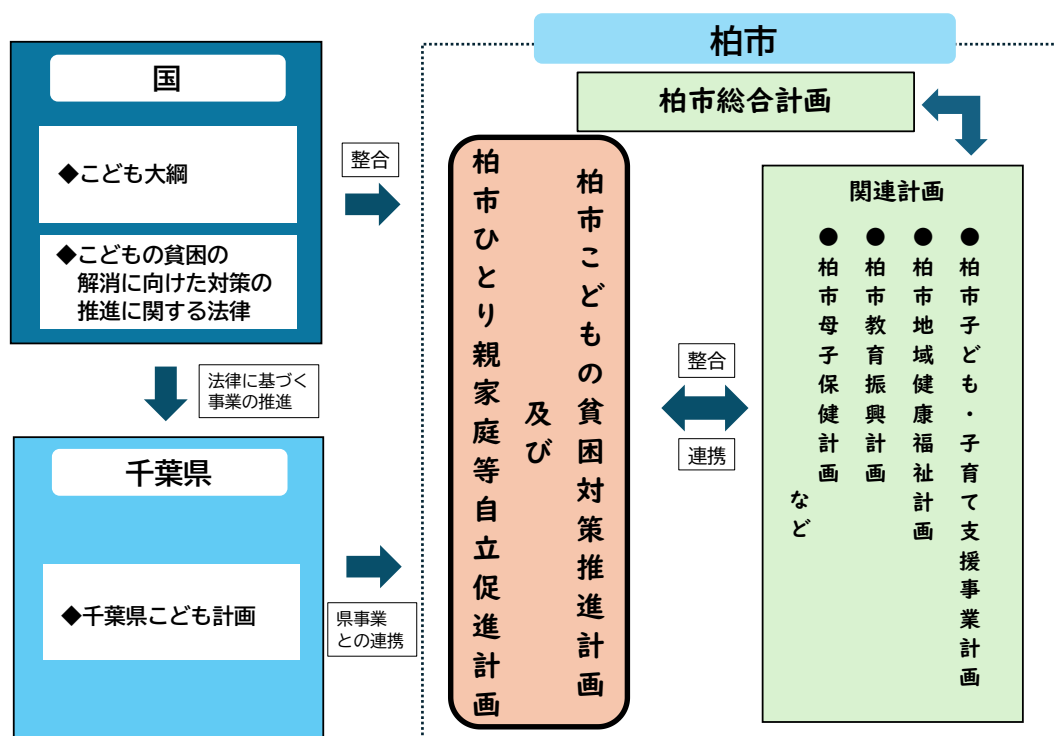
厚生労働省が実施している「国民生活基礎調査」の結果により算出されるこどもの貧困率は、17歳以下のこども全体に占める、等価可処分所得^{※1}が貧困線^{※2}に満たないこどもの割合とされています。

※1 等価可処分所得＝世帯の収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入を、世帯人員の平方根で割って調整した金額

※2 貧困線＝国民生活基礎調査のデータを用いて、等価可処分所得を順に並べて算出した中央値の半分の金額

(2) 計画の位置付けと関連計画

本計画は、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第10条第2項の規定に基づく市町村計画とします。また、「柏市総合計画」のうち、主に子ども及びその保護者を対象とする取り組みに関する部門計画のひとつとして位置付けます。



(3) 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

なお、法律や大綱の見直しの動向を踏まえるとともに、各施策の実施状況及び成果を見極めた上で、必要に応じ計画の見直しを行い、令和 11 年度以降も継続的にこどもの貧困対策に取り組んでいきます。

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
柏市子ども・子育て支援事業計画	第2期計画期間				柏市子ども・子育て支援事業計画（第3期計画期間）				
柏市こどもの貧困対策推進計画	第1期計画期間	コロナウイルス等の影響により延長			柏市こどもの貧困対策推進計画（第2期計画期間） 及び 柏市ひとり親家庭等自立促進計画（第4期計画期間）				
柏市ひとり親家庭等自立促進計画	第3期計画期間								

2 柏市の現状と取り組み

(1) 柏市における貧困の状況

1. 生活保護受給世帯の状況

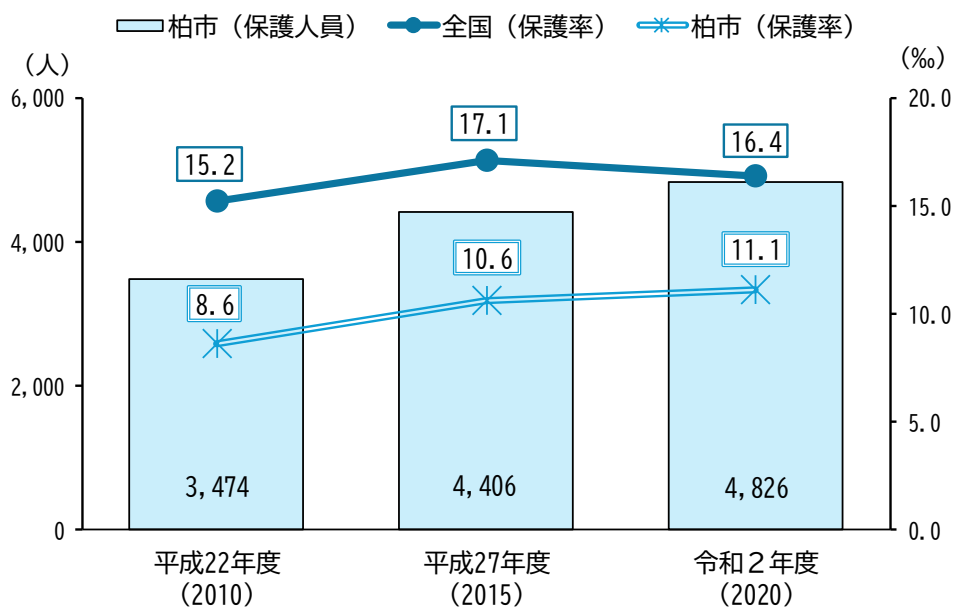
◆生活保護の状況

区分		平成22年度	平成27年度	令和2年度
保護率 (%)	全国	15.2	17.1	16.4
	千葉県	10.8	13.5	13.9
	柏市	8.6	10.6	11.1
保護人員 (人)	全国	1,952,063	2,164,154	2,053,268
	千葉県	66,879	83,781	87,392
	柏市	3,474	4,406	4,826
世帯数 (柏市)	高齢者	1,050(41.4%)	1,608(49.2%)	1,997(52.2%)
	母子	208(8.2%)	208(6.4%)	156(4.1%)
	傷病・障がい	1,042(41.1%)	997(30.5%)	1,045(27.3%)
	その他	234(9.2%)	453(13.9%)	629(16.4%)
	合計	2,534(100%)	3,266(100%)	3,827(100%)
	保護費(千円)	6,334,374	7,597,108	8,531,585

※各年度末現在

※出典：柏市生活支援課

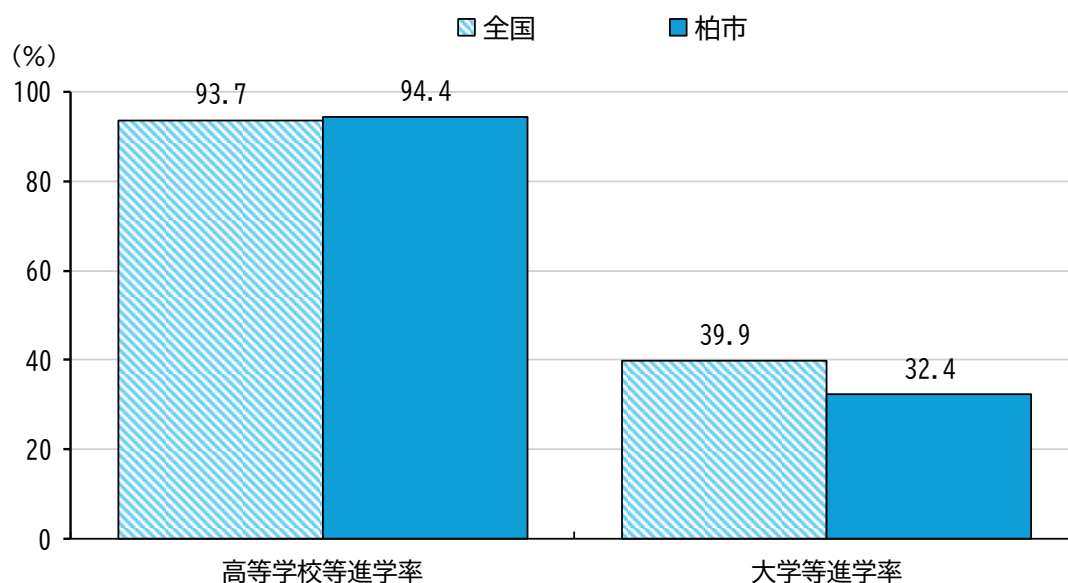
◆生活保護人員及び保護率



※出典：柏市生活支援課

生活保護の状況をみると、全国では保護率、保護人員ともに平成22年度から多少の変動は見られるものの増加傾向となっており、千葉県と柏市でも年々増加傾向となっています。柏市の世帯の内訳では、平成22年からの10年間で、高齢者世帯の割合が10.8%増加しており、合計の半数以上を占めていることがうかがえます。

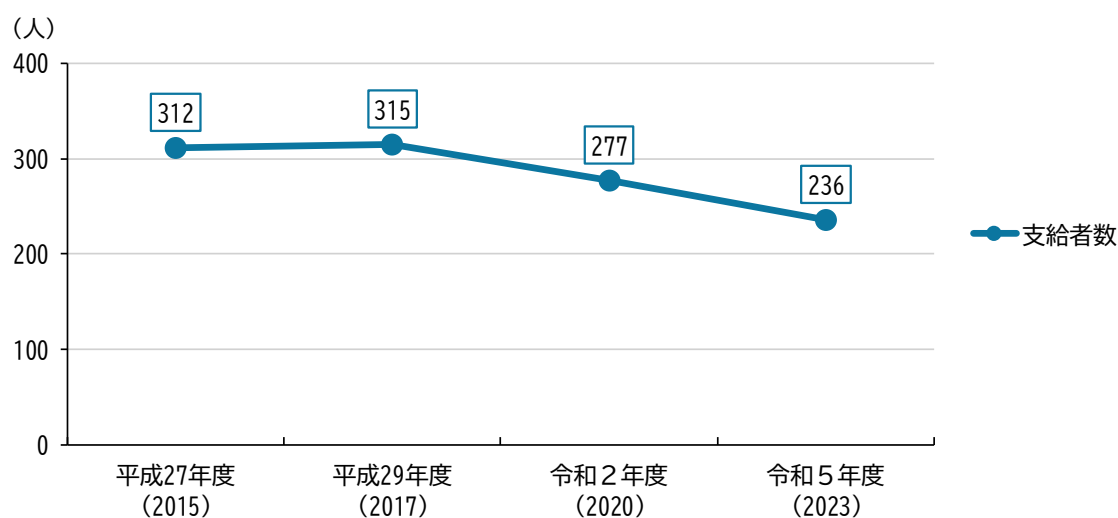
◆生活保護世帯の進学率



※全国：令和3年、柏市：令和5年

出典：柏市生活支援課

◆教育扶助人員の推移



※出典：柏市生活支援課

生活保護世帯の子どもの進学率は、全国と比較すると、柏市で高等学校等進学率が0.7ポイント高く、大学等進学率は7.5ポイント低くなっています。

柏市の生活保護受給世帯のうち、教育扶助（義務教育に伴って必要な学用品費等の援助）を受けている小・中学生の人数は、平成27年度からの8年間で76人減少しており、令和5年度では236人となっています。また、平成29年度以降は、3年ごとに40人近く減少している傾向にあります。

2. 就学援助受給世帯の状況

◆就学援助受給者数及び受給率

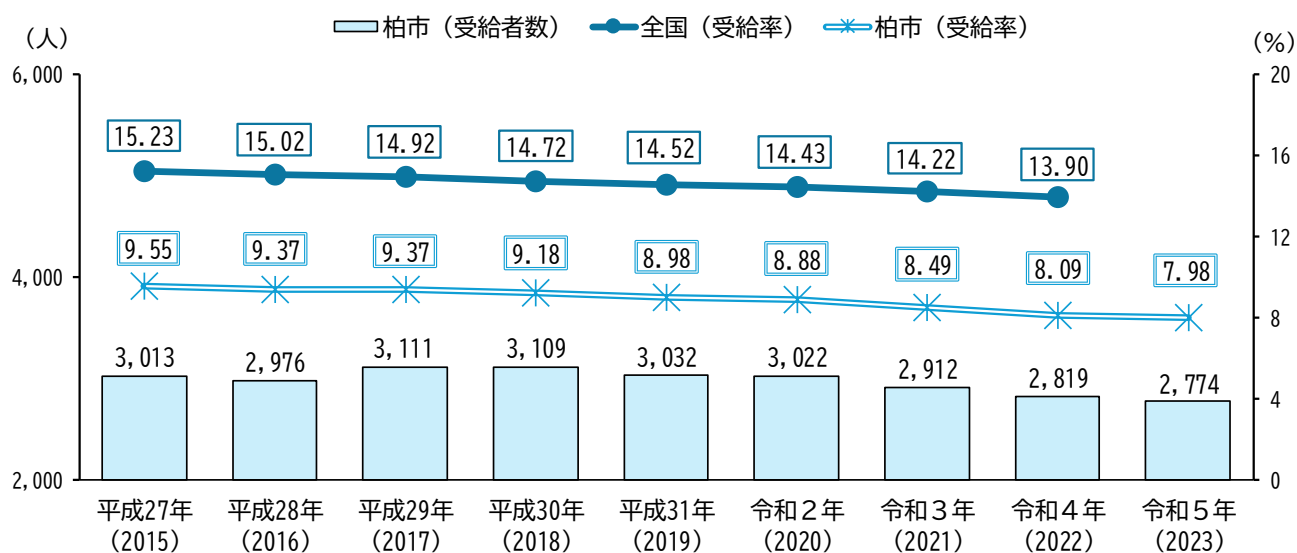
(単位：人)

	公立小中学校 在籍者数	要保護及び準要保護児童生徒			就学援助率 (%)
		要保護児童数	準要保護児童数	計	
全国	9,043,332	84,881	1,172,422	1,257,303	13.90
柏市	32,486	63	2,718	2,774	7.98

※全国：令和4年、柏市：令和5年

出典：文部科学省「令和4年就学援助実施状況等調査」、柏市学校教育課

◆就学援助認定者数・認定率の推移



※出典：文部科学省「令和4年就学援助実施状況等調査」、柏市学校教育課

就学援助は、経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して、学用品費、通学用品費、学校給食費、修学旅行費等を援助するものです。

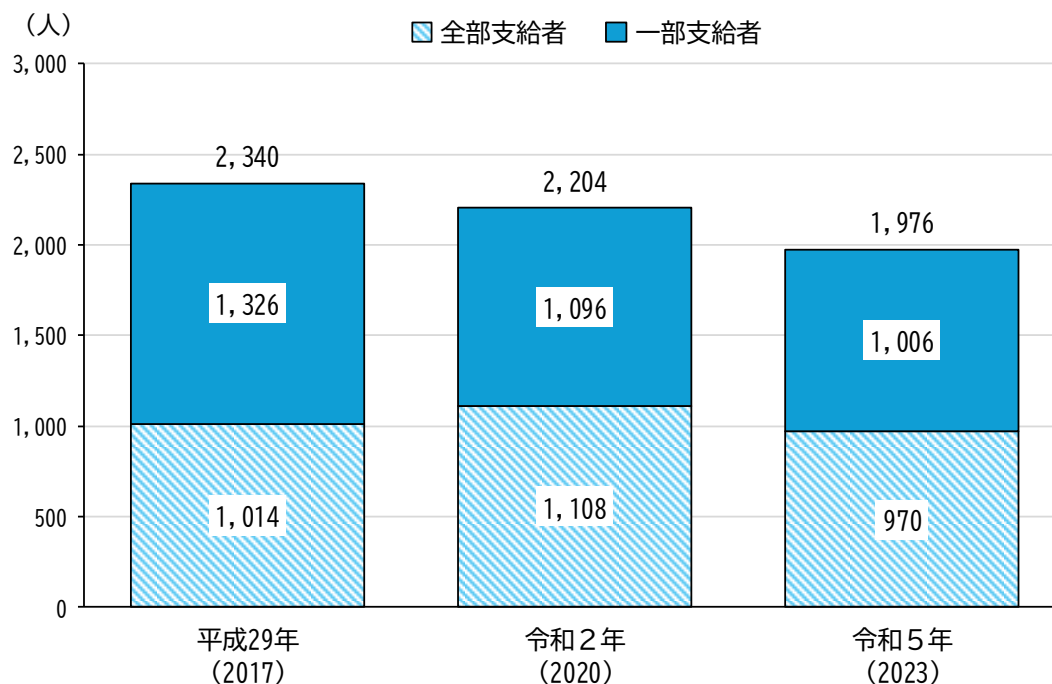
柏市の就学援助認定者数は、年度によって変動はあるものの、3,000人前後を維持しており、平成29年以降は減少傾向がみられます。認定率は、全国、柏市ともに減少傾向であり、柏市では、全国に比べて5.81%低い値となっています。

3. 児童扶養手当受給世帯の状況

		平成29年	令和2年	令和5年
全部支給者		1,014	1,108	970
一部支給者		1,326	1,096	1,006
内訳	離婚	1,993	1,880	1,670
	死別	35	33	24
	未婚	222	213	210
	その他	90	78	72
計		2,340	2,204	1,976

※各年12月末時点

◆児童扶養手当受給者数



※出典：柏市こども福祉課

児童扶養手当は、父母の離婚等により児童を養育されているひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として手当を支給するものです。

児童扶養手当の受給者数は、年々減少傾向にあり、令和5年には2,000人を下回っています。また、内訳では、すべての項目で平成29年から受給者の減少がみられます。

(2) これまでの取り組み

(作成中)

3 こどもの貧困の実態把握

(1) 実態調査

I 調査の概要

■調査の目的・掲載内容について

「第2期柏市こどもの貧困対策推進計画」を策定するにあたり、子育て世代の生活実態やこどもの貧困に関する現状や課題、意識やニーズを把握し、基礎資料とするために「柏市子どもの生活実態調査」を実施しました。

■実施方法及び実施時期

調査は郵送による調査依頼後、WEB 調査方式で、令和5年12月15日～令和6年1月12日に行いました。

■調査対象及び有効回答数・有効回収率

調査対象（調査票種類）は以下の2種で行い、総計3,000世帯（保護者・子ども計6,000人）に依頼し、総計1,810件の有効回答（有効回収率30.2%）がありました。

調査対象（調査票種類）	依頼数	有効回答数	有効回収率
①小学生・中学生の保護者 （小学5年生・中学2年生の保護者）	各1,500 （計3,000）	1,074	35.8%
②子ども（小学5年生・中学2年生）	各1,500 （計3,000）	736	24.5%

■「生活困難度」・「世帯構成」の分類について

◎生活困難度＝困窮層・周辺層・一般層の3段階に分類

★分類の基準

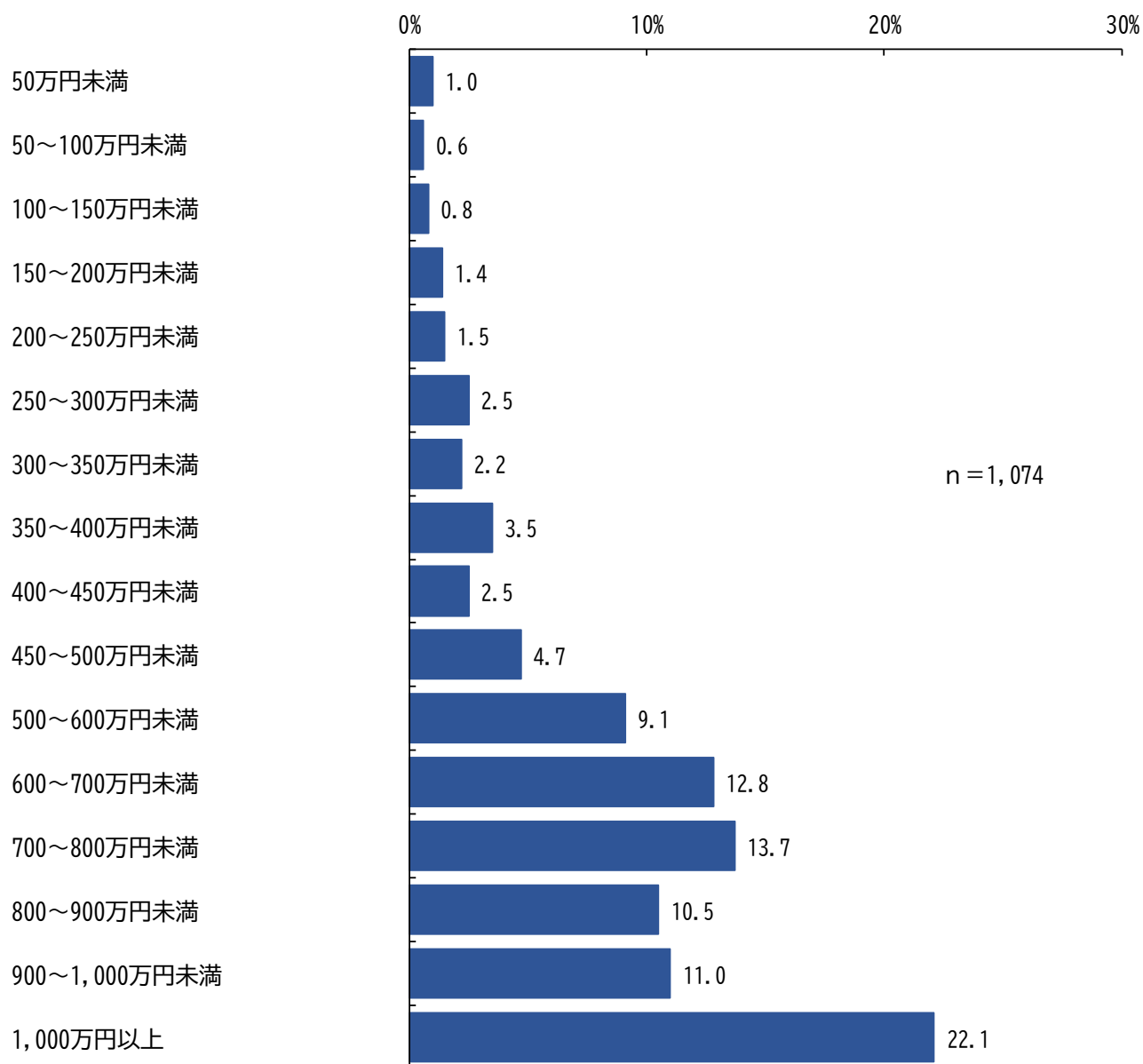
- ①低所得要素（世帯の年間収入が価世帯収入の中央値の2分の1未満の世帯）
 - ②家計のひっ迫要素（食料、衣料、ライフラインなどの設問で「買えない」「払えない」の回答が1つ以上）
 - ③こどもの体験や所有物の欠如要素（該当設問で「経済的な理由で買えない」の回答が3つ以上）
- ①～③の3つについて、該当する要素の数に応じて以下のとおり分類
- <困窮層>＝2つ以上該当
 - <周辺層>＝いずれか1つ該当
 - <一般層>＝いずれも該当なし

◎世帯構成＝ふたり親世帯・ひとり親世帯に分類

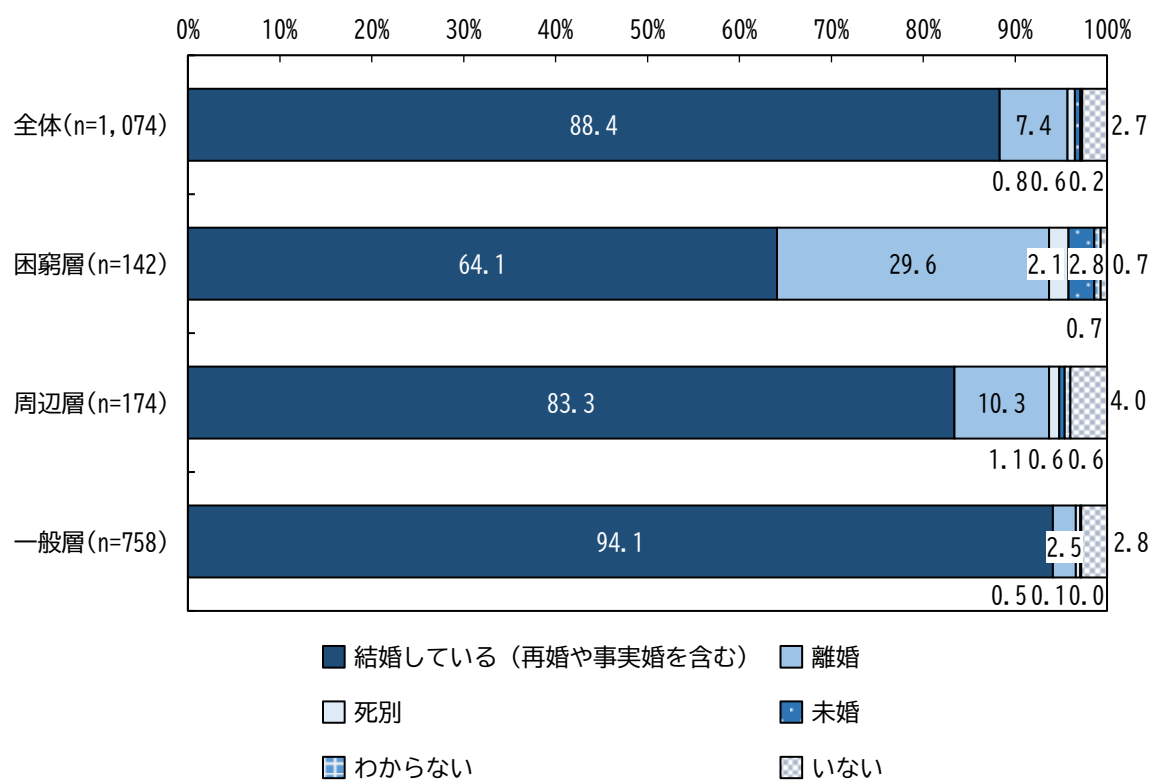
Ⅱ 調査結果

① 世帯の状況

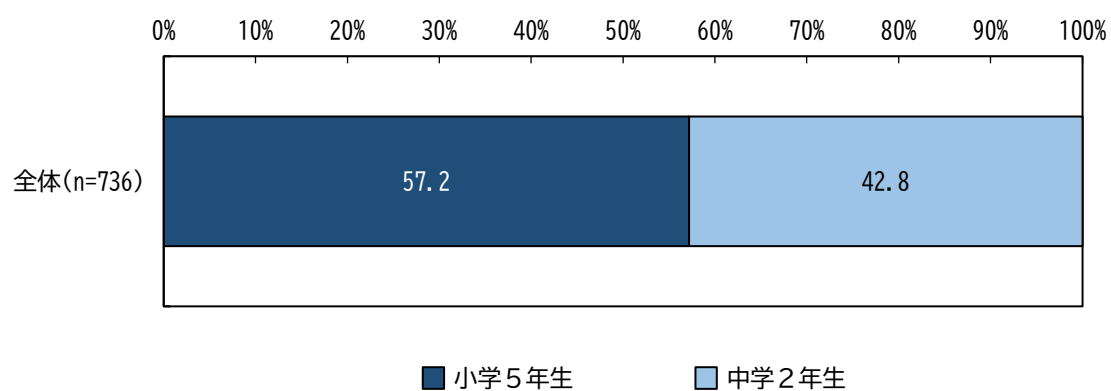
世帯全体の年間収入



生活困難度×婚姻状況



こども回答者の基本属性



② 教育の状況

生活困難度×保護者が希望するこどもの進路

単位（％）

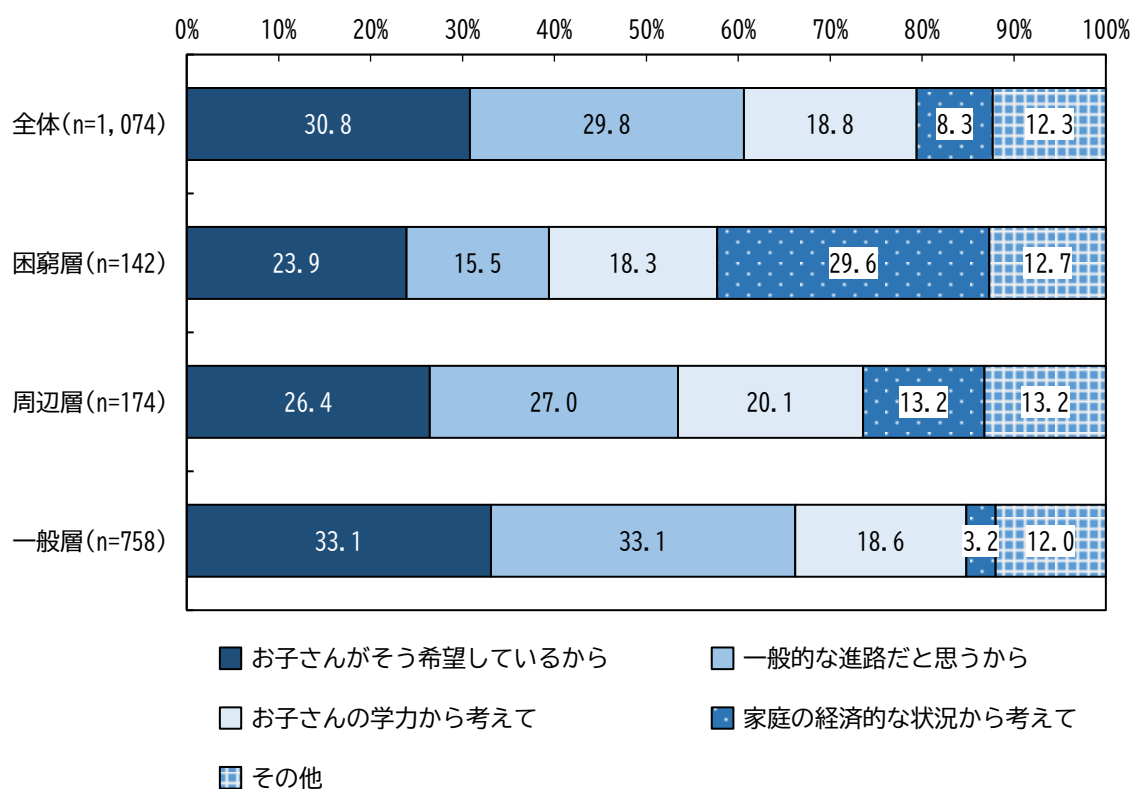
	全体 (件)	中学まで	高校まで	専門学校まで	短大または大学まで	大学院まで	その他	まだ分からない
全体	1,074	0.1	3.3	6.2	76.0	6.7	0.7	7.1
困窮層	142	－	8.5	14.1	54.9	7.0	0.7	14.8
周辺層	174	－	3.4	6.3	75.3	5.2	0.6	9.2
一般層	758	0.1	2.2	4.7	80.1	7.0	0.7	5.1

生活困難度×現実的なこどもの進路

単位（％）

	全体 (件)	中学まで	高校まで	専門学校まで	短大または大学まで	大学院まで	その他	まだ分からない
全体	1,074	0.1	6.3	8.8	56.0	3.8	0.2	24.9
困窮層	142	－	19.7	15.5	23.9	2.1	0.0	38.7
周辺層	174	－	8.6	9.8	52.3	2.9	－	26.4
一般層	758	0.1	3.3	7.3	62.8	4.4	0.3	21.9

生活困難度×現実的な進路の選択理由

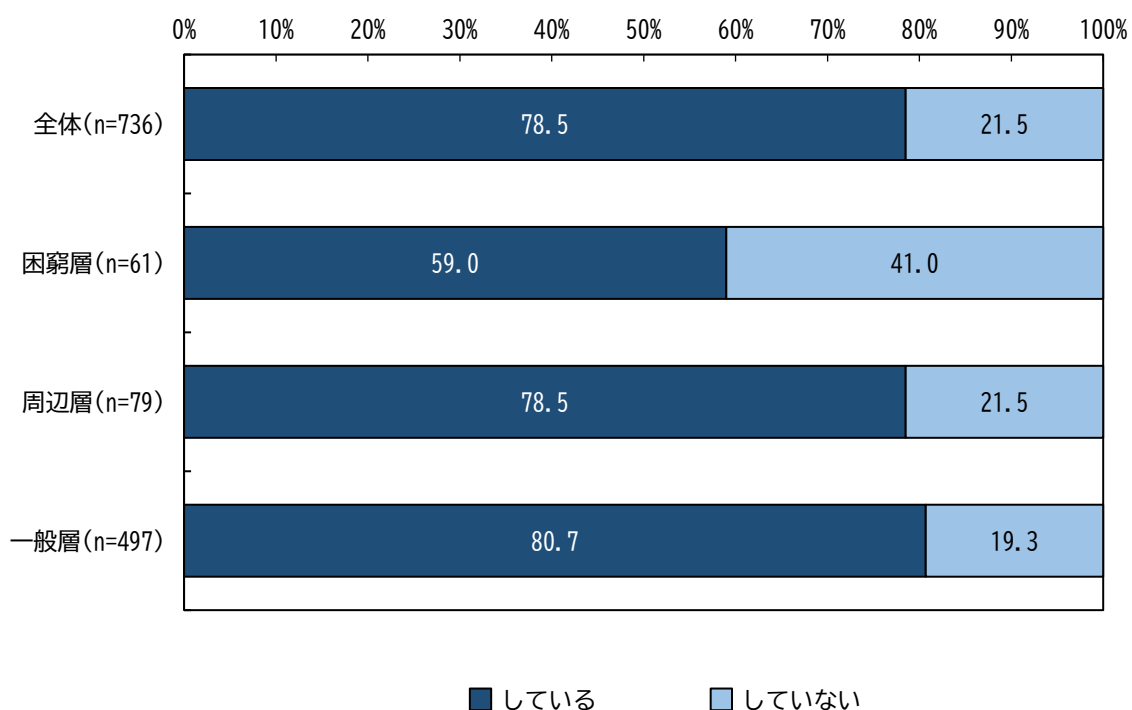


生活困難度（こども）×授業以外での勉強方法（複数回答）

単位（％）

	全体 (件)	自分で勉強する	塾で勉強する	学校の補習を受ける	家庭教師に教えてもらう	市や地域の勉強会に参加する	無料の勉強会に参加する	家の人に教えてもらう	友達と勉強する	その他	学校の授業以外の勉強はしない	無回答
全体	736	73.2	43.2	2.0	1.1	1.1	44.2	23.1	8.4	4.5	0.3	
困窮層	61	68.9	24.6	3.3	-	4.9	39.3	29.5	4.9	8.2	-	
周辺層	79	69.6	53.2	-	2.5	1.3	45.6	24.1	3.8	3.8	-	
一般層	497	75.5	44.5	2.2	0.8	0.2	45.7	22.3	8.9	3.8	0.4	

生活困難度（こども）×習い事の状況



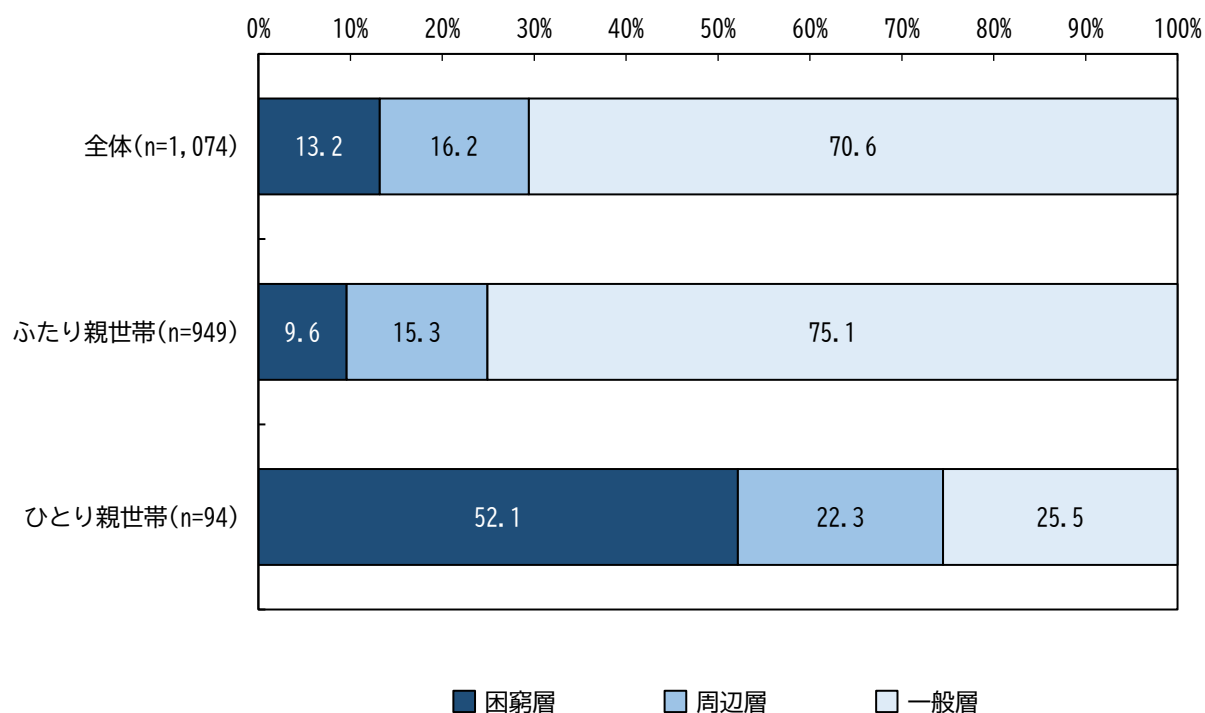
生活困難度（こども）×習い事をしていない理由（複数回答）

単位 (%)

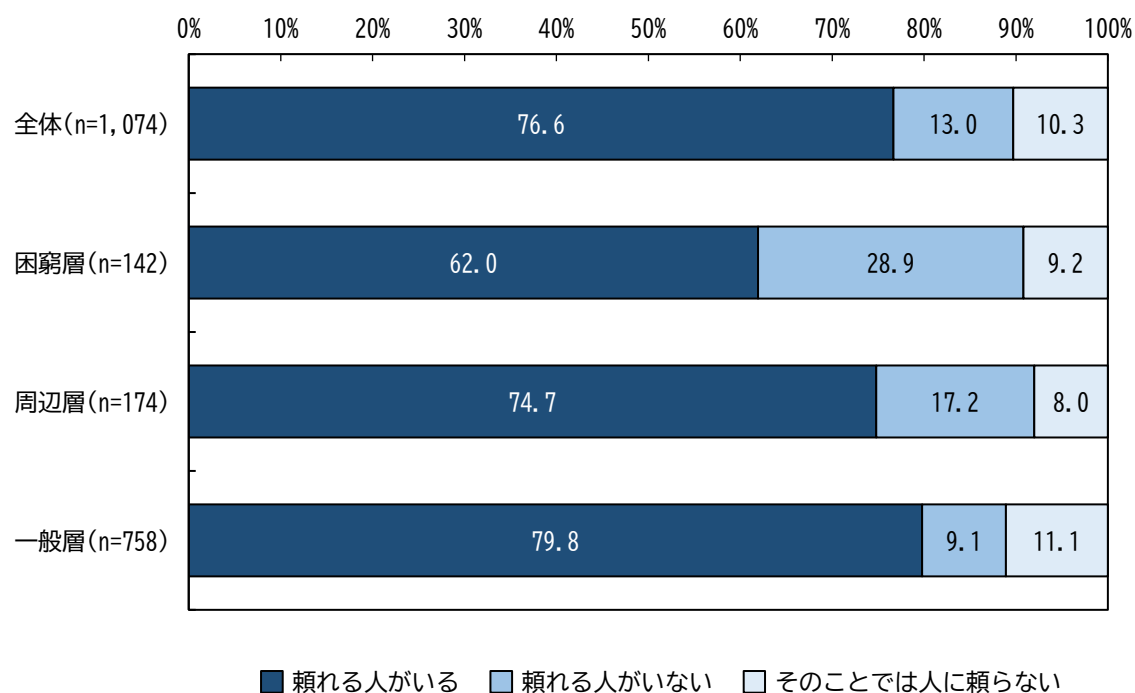
	全体 (件)	やりたい習い事がないから	友達と遊ぶから いそがしいから	費用がかかるから	家の事情（家族の世話、 家事など）があるから	一緒にいる友達が	その他	無回答
全体	158	63.9	10.1	25.3	3.8	5.1	20.3	1.9
困窮層	25	40.0	12.0	52.0	8.0	-	24.0	-
周辺層	17	52.9	11.8	35.3	5.9	17.6	11.8	-
一般層	96	76.0	10.4	13.5	3.1	5.2	18.8	3.1

③ 生活の状況

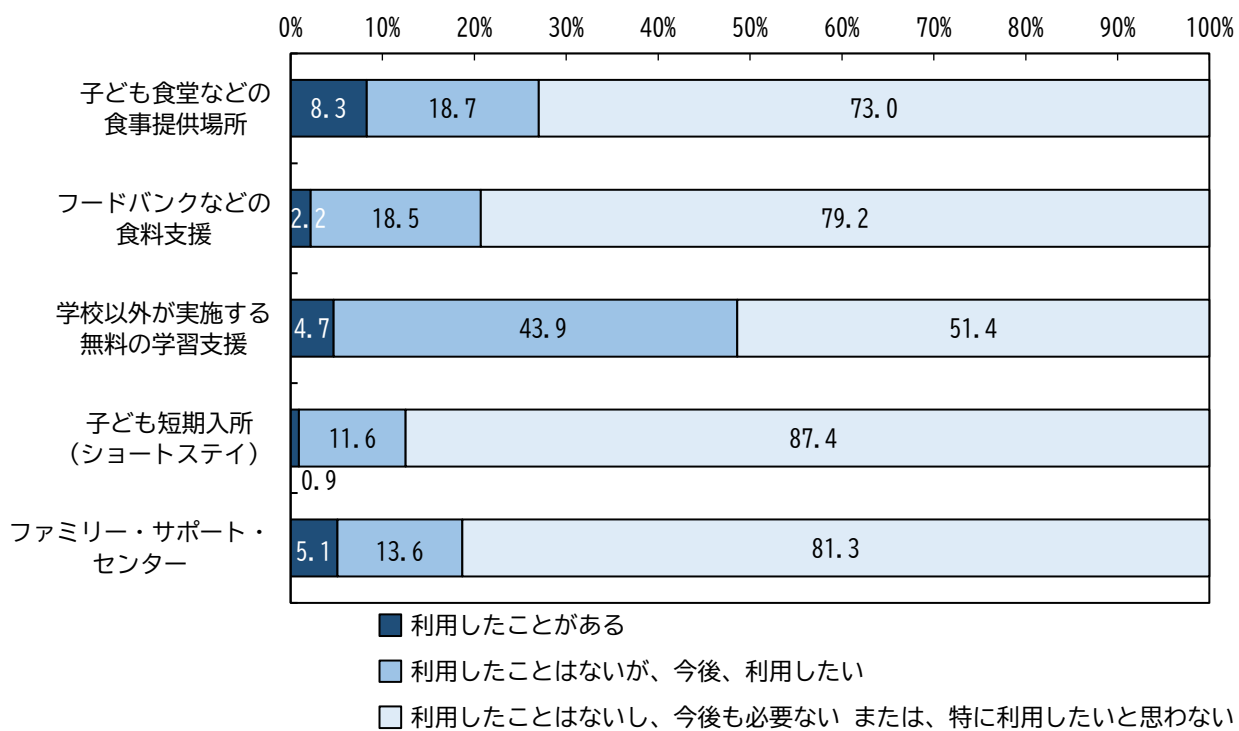
世帯構成×生活困難度



生活困難度×子育てに関する相談で頼れる人



支援の利用状況



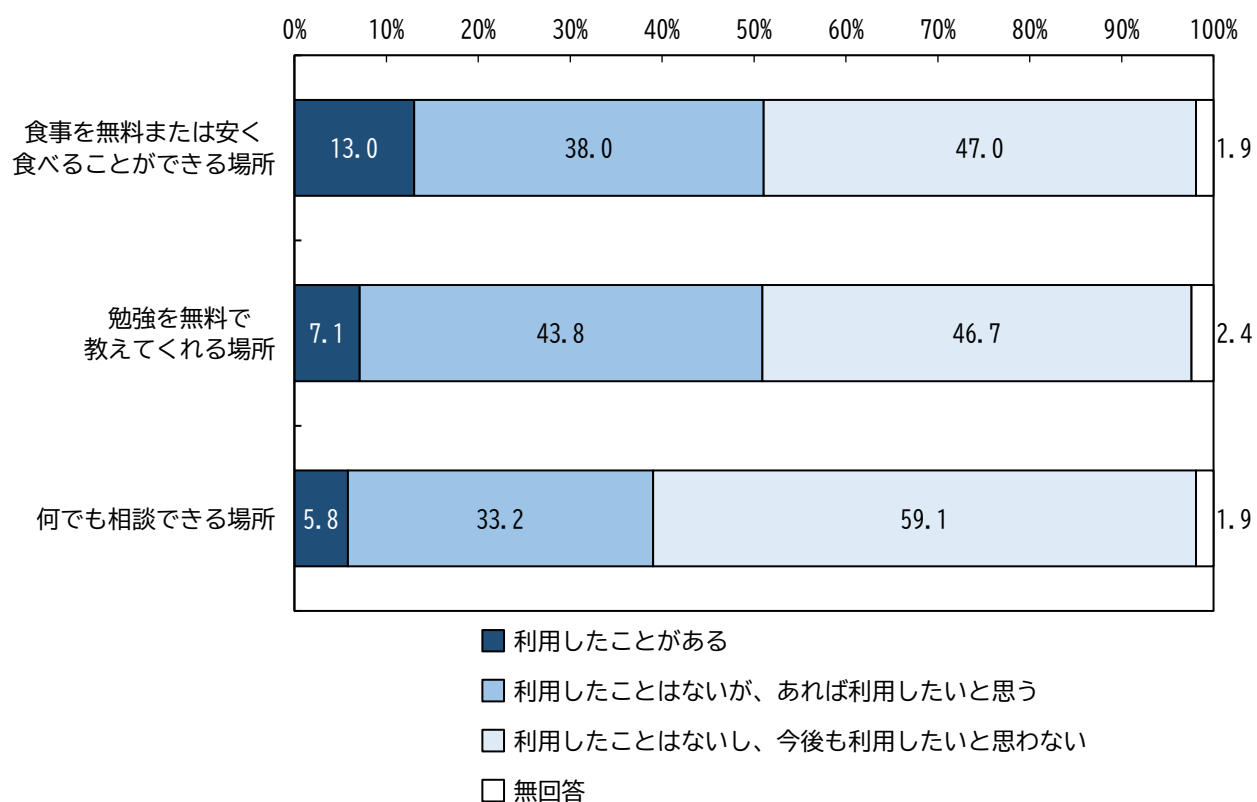
生活困難度（こども）×相談できる人について（複数回答）

単位（％）

	全体 (件)	親	きょうだい	おじいさん、 おばあさん など	学校の先生	学校の友達	学校以外の友達
全体	736	76.8	25.8	20.1	38.2	66.8	17.3
困窮層	61	67.2	23.0	19.7	31.1	55.7	14.8
周辺層	79	74.7	24.1	17.7	31.6	59.5	11.4
一般層	497	77.3	25.6	20.7	40.4	68.6	18.3

	全体	スクールソーシャルワーカー、 カウンセラーなど	その他の大人（塾・習い事 の先生、地域の人など）	ネットで知り合った人	だれにも相談できない	相談したくない	無回答
全体	736	7.3	9.4	3.8	2.3	5.6	0.3
困窮層	61	8.2	6.6	4.9	4.9	8.2	0.0
周辺層	79	6.3	6.3	2.5	5.1	3.8	2.5
一般層	497	7.0	10.7	3.8	1.8	5.0	0.0

支援の利用（こども）



④ 就労の状況

親の就労状況

単位（％）

	全体 (件)	正社員・正規職員・ 会社役員	嘱託・契約・ 派遣社員／職員	パート・アルバイト・ 日雇い・非常勤職員	内職、自由業、フリー ランスを含む	自営業（家族従業者、 内職、自由業、フリー ランスを含む）	働いていない （専業主婦／主夫を含む）	わからない	いない
母親	1,074	23.1	7.1	46.3	4.1	18.8	0.3	0.4	
父親	1,074	83.7	1.3	1.0	6.5	0.7	1.1	5.7	

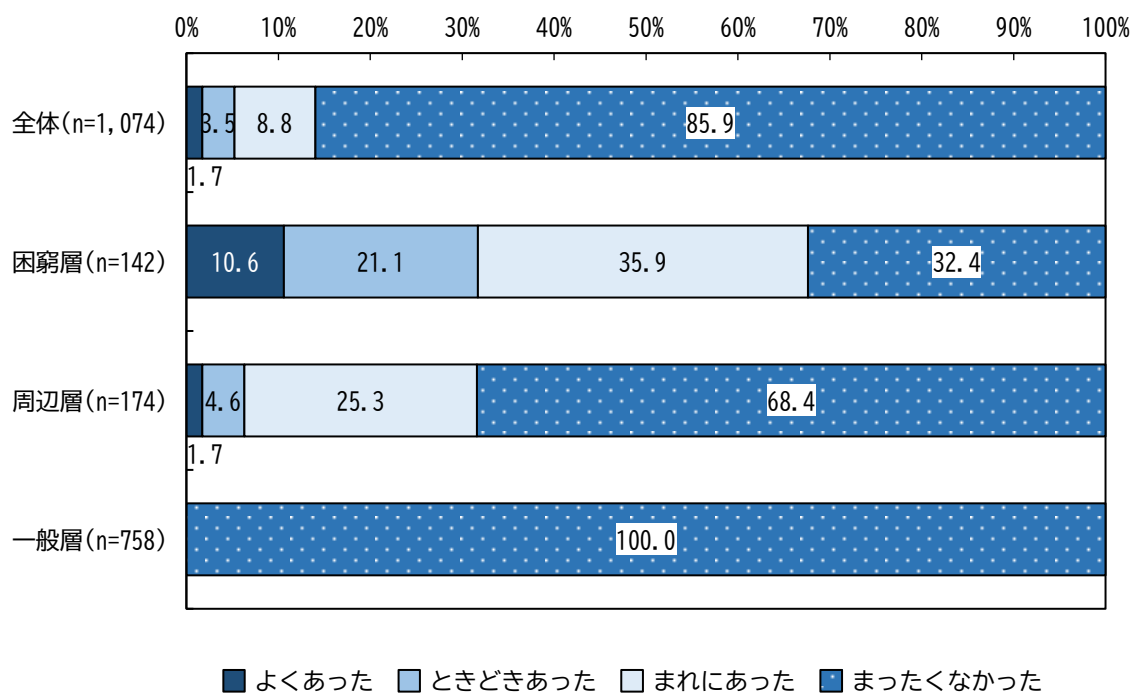
働いていない理由

単位（％）

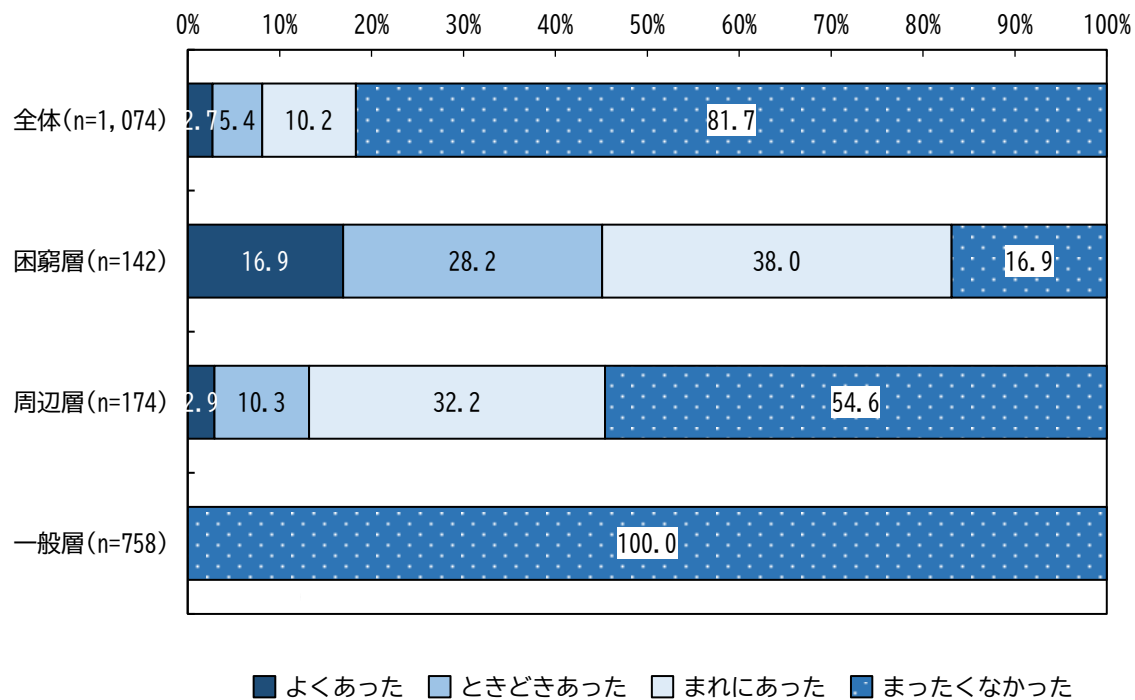
	全体 (件)	働きたいが、希望する条件 の仕事がないため	子育てを優先したため	家族の介護・介助のため	自分の病気や障害のため	通学しているため	働く必要がないため	その他の理由
母親	202	17.8	50.0	3.5	10.9	1.5	11.4	5.0
父親	7	28.6	-	-	42.9	-	-	28.6

⑤ 経済的な状況

生活困難度×食料が買えなかった経験



生活困難度×衣服が買えなかった経験

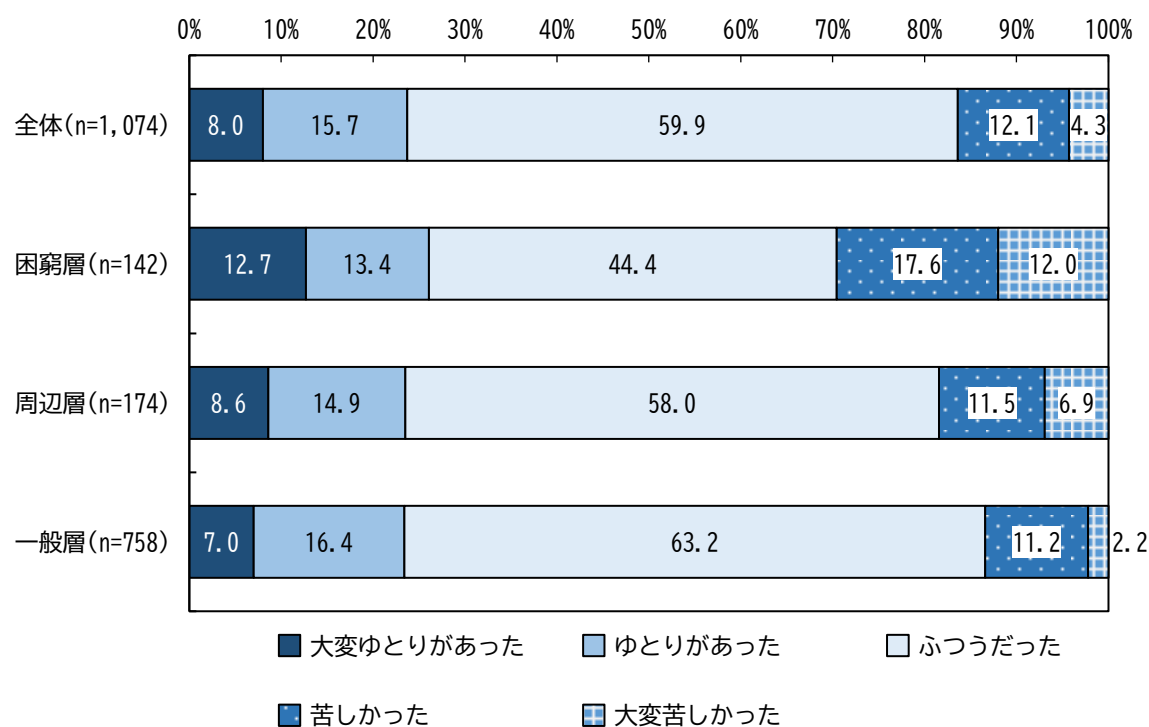


生活困難度×料金未払いの経験（複数回答）

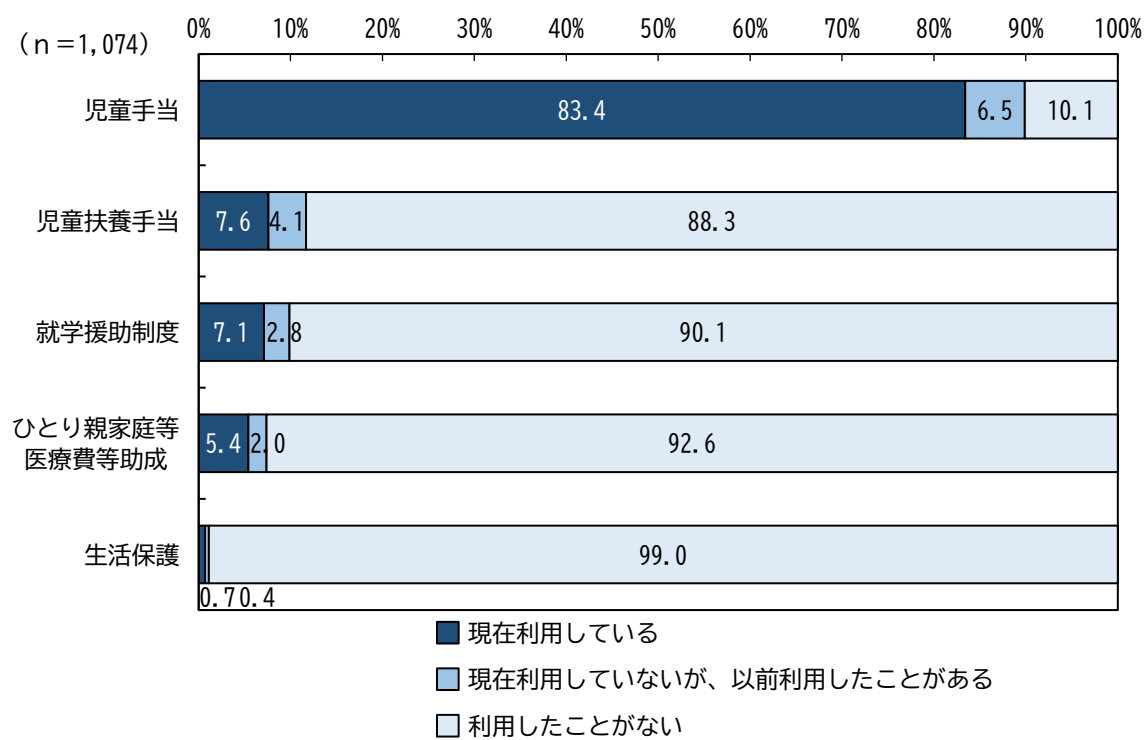
単位（％）

	全体 (件)	電気料金	ガス料金	水道料金	家賃，住宅ローン	通信費（スマホ・携帯電話など）	あてはまるものはない
全体	1,074	2.4	2.2	3.5	2.5	2.6	94.1
困窮層	142	14.1	14.8	22.5	13.4	15.5	66.2
周辺層	174	3.4	1.7	3.4	4.6	3.4	91.4
一般層	758	-	-	-	-	-	100.0

生活困難度×保護者のこどもの頃の暮らし向き



支援制度の利用



(2) 支援者ヒアリング

(作成中)

4 指標及び成果目標

(作成中)

5 施策の方向性取り組み

(1) 基本理念

**すべてのこどもが安心した生活を送り、
健やかに成長できるまち**

すべてのこどもが、それぞれの置かれた状況のなかでも、健やかに成長していけるよう、また、社会から孤立することなく日常生活を送ることができるよう、社会全体で支える環境を構築することが重要です。

また、こどもの貧困の解消には、貧困の状況にあるかたの妊娠から出産まで及び、そのこどもがおとなになるまで、他者とのかかわりを通じた切れ目のない支援、それぞれの世帯が抱える多様かつ複雑な課題に対する支援が必要です。

そのため、行政、学校、地域、民間事業や団体などの連携やそれぞれの世帯が必要な支援に結びつくことができる体制の整備に取り組み、こどもとその家族を支える社会の実現を進めていきます。

(2) 基本目標と施策の方向性

基本目標1 教育の支援

家庭の状況にかかわらず、すべてのこどもが質の高い教育を受け、自分の能力や可能性を最大限に伸ばし、それぞれの夢に自分らしく挑戦していくことは、一人ひとりの豊かな人生につながります。

しかし、子どもの生活実態調査では、経済的な困難を抱えている世帯において、教育や体験の機会、進路などに、不利や制約が生じている状況が伺えます。

この基本目標では、こども一人ひとりが、安心して学び、成長していくことができるよう、心身の健やかな発育・発達を促すとともに、学びに困難を抱える児童生徒への支援、学習意欲の向上につながる学習機会の提供、教育費等の負担軽減などに取り組みます。

基本目標2 生活の支援

すべての子育て世帯の安定した生活基盤を支えるためには、経済的な支援や、こどもが健やかに育つための健康に関する支援や環境が大切です。

特にひとり親世帯は、保護者ひとりで仕事と子育てを両立していることから、時間や気持ちに余裕がなく、より地域や社会から孤立しやすい傾向にあるため、個々の事情に寄り添った支援を行う必要があります。

多様かつ複雑な課題を抱え、周囲の支えが届きにくい世帯があることに留意をしたうえで、地域、学校、関係団体、行政等の連携を強化し、切れ目のない支援につなげていく体制の推進を図ります。

基本目標3 就労の支援

保護者の就労支援は、就労によって一定の収入を得て生活の安定を図るうえで重要です。

子どもの生活実態調査では、困窮世帯の母親の約半数が非正規職員となっているほか、ひとり親家庭では、子育てとの両立のために希望する就労条件から、非正規雇用など不安定な就労につながりやすい状況です。

このような課題に対応するため、保護者が安定して就労するための子育て支援や関係機関と連携した自立に向けた就労支援を行っていきます。

基本目標4 経済的支援

支援が必要であるにもかかわらず、制度を知らない、手続きが分からない等の理由により支援が届かない子どもやその保護者に対応するため、情報発信から制度・サービスの利用段階まで、様々な世帯があることを意識しながら各種経済的な支援に取り組めます。

子どもの生活実態調査では、困窮世帯の保護者について約3割のかたが、「自身が子どもの頃も暮らしが苦しかった」と回答しており、貧困が連鎖していることがうかがえます。

この基本目標では、制度の利便性向上や、当事者視点に立った情報提供方法の見直しなどを図るとともに、現在、生活困難に直面している世帯への支援を充実させ、貧困の連鎖の解消を目指します。

(3) 施策体系図

基本理念

すべての子どもが安心して生活を送り
健康やかに成長できるまち

教育の支援

学習の支援

学校をプラットフォームとした支援体制の整備

学校教育の充実

幼児教育・家庭教育の支援

教育に関する経済的支援

生活の支援

保護者の生活支援

こどもの生活支援

その他の生活支援

就労の支援

ひとり親家庭に対する就労の支援

就労と子育てとの両立に対する支援

生活困窮者に対する就労準備支援

生活保護受給者に対する就労の支援

経済的支援

こどもに関する経済的支援

養育費等の支援

生活の支援

施策1 教育の支援

保護者の就労状況にかかわらず、安心して高等学校や大学等への進学を進路選択できるよう、進学に要する費用の助成などを通じて、進学や技能習得の支援を推進していきます。

また、すべてのこどもに、学校や地域において様々な体験活動の機会を提供するとともに、質の高い教育を受けられるよう、学習環境や生活環境を整備していきます。

(1) 学習の支援

①こどもの生活・学習支援事業

担当課	こども福祉課
事業内容	こどもたちが将来自立した生活が営めるよう、基本的な生活や学習習慣のみならず、自己肯定感やコミュニケーション等の学習の土台となるべき意識や能力の向上を図るため、生活保護、児童扶養手当、就学援助などの受給世帯の小学4年生から中学2年生を対象に、近隣センター等で週1回「かしわこども未来学習会」を実施します。

②学習支援事業

担当課	生活支援課
事業内容	生活保護、児童扶養手当、遺児手当、ひとり親医療費、就労援助受給世帯の中学2・3年生及び高校生を対象に学習会を実施し、確実な高校進学、将来の選択肢を広げるとともに、居場所の提供など、貧困の連鎖の防止に努めます。

(2) 学校をプラットフォームとした支援体制の整備

①スクールソーシャルワーカーの配置

担当課	児童生徒課
事業内容	スクールソーシャルワーカーを全中学校区及び市内4ヶ所の教育支援センターへ配置します。 様々な環境で問題を抱えている児童生徒や保護者に対し、教育分野や社会福祉分野等の知識を用いた相談支援、関係機関へのつなぎ、教職員への情報提供等を実施することで、児童生徒や保護者を取り巻く環境の改善に向けた支援をします。

②スクールカウンセラーの配置

担当課	児童生徒課
事業内容	児童生徒及びその保護者の教育・子育ての悩み等を中心にカウンセリングを行います。千葉県から、中学校は週1回、小学校は隔週と月1回の配置が行われるため、柏市では、小学校9校へスクールカウンセラーの拠点校配置を行い、月1回配置の小学校については、巡回訪問を実施します。

③放課後子ども教室

担当課	生涯学習課
事業内容	児童の学習意欲の向上と学習習慣の定着を目的とした平日のステップアップ学習会、こどもたちにより多くの体験の機会を与えることを目的とした体験講座及び居場所型事業を実施します。今後、事業拡大のための人材の確保と、内容の充実を図るとともに、放課後児童クラブ（こどもルーム）との連携を検討していきます。

④貧困に対する教職員の理解促進

担当課	児童生徒課
事業内容	学校教職員に対して様々な機会に研修を実施することで、困難を抱えるこどもの生活状況、貧困がこどもの成長過程に及ぼす影響、貧困対策としての取り組み等の理解を促進します。

⑤コミュニティ・スクールの推進

担当課	学校教育課
事業内容	保護者や地域の方々が、学校運営に参画する機能を有するコミュニティ・スクールを推進することで、こどもの教育に対する課題や目標を共有し、地域とともにある学校づくりを進めていきます。

(3) 学校教育の充実

① 幼保小連携の推進

担当課	教育研究所
事業内容	幼稚園・保育園・認定こども園と小学校の連携については、市内 10 地区において連絡会を実施し、保育者と教諭間で、こども同士の交流方法を工夫する等の情報交換や指導観の相互理解を深めていきます。 また、小 1 プログラムに対し、実態調査をもとに小学校入学期のスタートカリキュラムに関わる資料を作成して各校で活用や研修会による啓発活動を推進します。

② 柏市学力・学習状況調査

担当課	教育研究所
事業内容	全児童・生徒を対象として、学力・学習状況調査を実施することで、経年変化や傾向を分析しています。それにより、教育指導の充実、学習状況改善、教育委員会実施事業の効果検証を行い、学力の二極化等の改善を図ります。 また、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てていきます。

③ ICT を利活用した教育の推進

担当課	指導課
事業内容	市内に在籍している児童生徒の貧困対策として通信端末を貸し出します。対象は要保護家庭及び準要保護家庭とし、ポケット Wi-Fi ルータの貸し出しや通信費を支援することで、貧困による学習環境の差が生じないようにします。

④日本語支援に関する事業

担当課	指導課
事業内容	市内に在籍している帰国・外国人児童生徒の日本語支援体制を整備し、安心して一人ひとりが学校生活を送ることができるようにします。 日本語支援を要する児童生徒の増加に伴い、日本語教育コーディネーター（１名）を配置し、各校の日本語支援体制を整えます。今後も日本語支援要請に対し１００％の配置を維持するため、持続可能な体制の構築に努めます。

（４）幼児教育・家庭教育の支援

①幼児教育の推進

担当課	教育研究所
事業内容	市内の私立幼稚園、認定こども園、私立保育園、私立認可保育園の各園による取り組みに差が出ないように、幼児教育共同実践研究会を定期的開催し、情報共有や指導の実践に努めます。

②家庭教育支援

担当課	生涯学習課
事業内容	学校・家庭・地域が連携し、子育て中の保護者等に対し、情報収集・交換や、子育てについて気軽に相談できる機会を設けることで、家庭教育の大切さを再認識してもらう場を提供する「みんなの子育て広場」を実施します。今後は、市内全小学校での実施を目指していきます。 また、幼稚園・保育園・学校等のＰＴＡ・保護者会や「かしわ地域学びの事業者連絡会」加盟事業者が行う家庭教育に関する講演会等へ、報償費の実費を教育委員会の基準に基づいて支援します。

(5) 教育に関する経済的な支援

①生活保護受給世帯のこどもの学習塾等費用の収入認定除外

担当課	生活支援課
事業内容	生活保護世帯の高校生の奨学金、アルバイト収入をそのこどもの学習塾等の費用に充てる場合には、充てた金額を生活保護費の収入認定から必要に応じて除外します。

②生活保護世帯の高校生等のアルバイト収入等の収入認定除外

担当課	生活支援課
事業内容	生活保護世帯の高校生の就労収入等のうち、本人の高校卒業後の大学等の進学費用にかかる経費に充てられる場合については、必要に応じて収入認定から除外します。

③法外援護事業（修学旅行支度費）

担当課	生活支援課
事業内容	小・中学生が修学旅行に参加する場合、生活保護受給者の生活の安定及び福祉の向上の観点から、生活保護法で対象とされていない修学旅行支度費を支給します。

④生活保護制度に係る高等学校等就学費の支給

担当課	生活支援課
事業内容	生活保護を受給している世帯であって、高等学校等に就学し卒業することが当該世帯の自立助長に効果的であると認められる場合に、原則として当該学校における正規の就学年限に限り、授業料や入学料及び入学考査料等の高等学校等就学費を支給します。

⑤特別支援教育就学奨励費

担当課	学校教育課
事業内容	教育の機会均等の趣旨を踏まえ、特別支援学級等に在籍する児童生徒の保護者の経済的負担の軽減を図るため、学用品費及び給食費等を支給しています。

⑥地域クラブ参加費支援事業補助金（新規）

担当課	指導課
事業内容	地域クラブに参加する中学校の生徒の保護者負担の軽減を図り、子どもたちが多様なスポーツ活動や文化芸術活動に参加する機会の充実に資することを目的として補助金を交付します。 補助金の交付を受けることができるかたは、生活保護若しくは就学援助の認定のある世帯、又は社会的養護の施設等に入所する方で、本市が設置する中学校の生徒のうち、地域クラブに参加するこどもと生計を共にする保護者、又は養護する方です。

⑦柏市子ども・子育て支援複合施設中高生の広場（新規）

担当課	生涯学習課
事業内容	主として中高生世代のこどもに自主的な活動及び交流の場を提供することにより、中高生世代の健全な育成を図ります。

施策２ 生活の支援

生活困窮により、こどもの発育・発達及び健康の維持に影響を及ぼさないよう、親の妊娠・出産期から子育て期までの切れ目のない支援等、生活の安定に資する支援の充実を図ります。また、社会的に孤立した世帯に対して、相談窓口の充実を図るとともに、こども及びその保護者の交流の機会等につながる居場所づくりの提供に取り組みます。

（１）保護者の生活支援

①生活困窮者自立支援制度による自立支援

担当課	生活支援課
事業内容	生活困窮及び生活困窮に陥るおそれのある世帯に対し、自立支援相談員が総合的、包括的、伴走型で自立に向けた相談支援及び就労支援を行う自立相談支援事業を実施します。 また、収入はある程度得ているものの、収支のバランスが崩れていることなどにより生活困窮に陥っている場合は、家計相談支援員が収支の改善並びに債務整理等の支援を実施します。

②生活保護受給世帯に対する自立支援

担当課	生活支援課
事業内容	生活保護受給中の世帯については、ケースワーカーによる計画的な訪問、生活需要等の検討を行うとともに、援助方針に沿った支援及び社会保障、公的貸付制度、福祉給付、福祉サービス等の他法他施策や扶養義務者並びに生活保護受給者自身の稼働能力等あらゆるものを活用するなどして、生活的、社会的、経済的な自立を支援します。

③ひとり親家庭等に対する自立支援

担当課	こども福祉課
事業内容	ひとり親家庭等については、「子育て・生活支援」、「就業支援」、「養育費確保支援」、「経済的支援」「相談支援体制」を柱とした総合的な施策を引き続き推進します。 また、母子・父子自立支援相談事業として、ひとり親家庭等の抱えている経済的な問題、職業能力の向上、就業についての相談、その他生活全般に関する相談等、自立に必要な相談・支援を行います。

④子育て短期支援事業（ショートステイ）

担当課	こども相談センター
事業内容	保護者が疾病、出産、看護、事故、育児疲れ等で一時的に養育が困難となった時、短期間、お子さんを児童養護施設へ預けることができる事業を実施しています。

⑤保育施設の利用者支援事業

担当課	保育運営課
事業内容	市内の保育施設の空き情報、各種保育サービスの利用方法など、保育に関する相談を行う職員を配置し、専用窓口の「保育アシストデスク」と専用電話の「保育アシストコール」を設けます。

⑥保育所

担当課	保育運営課
事業内容	保護者の方の就労や病気等で、保育を必要とする小学校入学前までの乳幼児を、保育します。 ひとり親家庭や生活保護受給世帯については、就職や求職活動、職業訓練を十分に行うことができるよう、優先的な入所に配慮しています。

⑦こども家庭センター事業（母子保健機能）

担当課	地域保健課
事業内容	妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を実施します。 支援が必要な方等には、プランを作成し、継続的に支援を行います。

⑧家庭児童相談事業【こども家庭センター（児童福祉機能）事業】

担当課	こども相談センター
事業内容	子育てに悩んでいる保護者等に児童虐待をはじめ、養育・保健・傷害・非行・生育等、生活全般に関する相談・支援を実施します。 こども相談センターを「こども家庭センター（児童福祉機能）」に位置づけ、統括支援員を配置し、母子保健・児童福祉の両機能の一体的な支援体制を構築し、要支援児童の早期発見・早期支援、切れ目のない継続的な支援を提供します。 また、要保護児童等については、関係機関で構成する「要保護児童対策地域協議会」により支援内容を協議し、適切な支援に努めています。同協議会のネットワークにより、教育・医療・福祉・保健・地域等の連携を図り、児童虐待の予防に努めます。

⑨産後ケア事業

担当課	地域保健課
事業内容	産後間もない母親は、心身の回復期にあり、精神的・身体的に不安定な時期にあります。このため、孤立しやすく、育児不安を抱きやすいと言われています。 このため、産後に家族等から十分な家事及び育児などの援助が受けられず、育児不安を持つ産婦とその乳児に対し、児童虐待の未然防止を目的に心身のケア及び育児サポート等の産後ケア事業を開始します。

⑩養育支援訪問事業

担当課	こども相談センター
事業内容	育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、保健師等による具体的な養育に関する指導・助言・援助等を訪問により行います。 今後も、母子保健事業との連携により、要支援家庭の早期把握・早期対応及び継続した支援に努めます。

(2) こどもの生活支援

①放課後児童クラブ（こどもルーム）

担当課	学童保育課
事業内容	保護者が昼間、就労や病気等により保育をすることができない家庭の児童に対し、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場となる「こどもルーム」を提供し、その健全な育成を図ります。 ひとり親家庭や生活保護受給世帯については、就職や求職活動、職業訓練を十分に行うことができるよう、児童の優先入所に配慮します。

②児童センター

担当課	子育て支援課
事業内容	就学前のお子さんと保護者のつどいや学びの場、18 歳までのこどもの健全な遊びや、地域の方々とのふれあいの機会の提供を行います。 遊びや講座などを通じて、乳幼児家庭の孤立防止や、児童の見守りの連携に取り組んでいきます。

③こどもの居場所活動への支援

担当課	こども福祉課
事業内容	こども食堂等の団体に関する情報を柏市のホームページへ掲載するなど周知活動に関する支援を行います。 また、個人や団体から寄附を受けた食材等を、市内のこどもの居場所活動団体に配分することで、各団体の活動を支援します。

(3) その他の生活支援

①学校を窓口とした相談体制の強化

担当課	児童生徒課
事業内容	こどもにとって最も身近な学校を、貧困の連鎖を断ち切るための気づきの場となる「プラットフォーム」と位置づけ、一人ひとりのこどもと家庭に寄り添った支援を行うため、学校と福祉をつなぐ役割として、スクールソーシャルワーカーの配置を推進します。 また、こどもや保護者への相談業務や、こどもの心のケア等を行う、スクールカウンセラーによる支援を充実していきます。

②はぐはぐひろば（地域子育て支援拠点）事業

担当課	子育て支援課
事業内容	乳幼児親子が安心して集うことができる場を提供し、親子同士の交流を通じた仲間づくりや、子育て関連情報の提供、子育ての悩み相談、育児講座などを行います。

③利用者支援事業（基本型）

担当課	子育て支援課
事業内容	専門の研修を受けた「子育て支援アドバイザー」が日々の子育てにおける困りごとや悩みごとをお聞きし、幅広い情報を提供したり、ご家庭の状況や希望に合った支援サービスや窓口等をご案内します。

④保育所等訪問支援事業

担当課	キッズルーム
事業内容	発育や発達に不安や心配のある就学前のお子さんに対し、療育経験を持つ支援員が、お子さんが通う保育園等を定期的に訪問して、集団生活に適應できるよう専門的な支援を提供します。

⑤市営住宅へ入居する際の優遇措置

担当課	住宅政策課
事業内容	母子世帯及び父子世帯に対して、市営住宅の抽選時に当選確率を高める優遇制度を実施しています。

⑥市営住宅子育て世帯向け期限付入居制度

担当課	住宅政策課
事業内容	40 歳以下の夫婦と小学校6年生以下のこどもを含む世帯を対象に、最長15年間の期限付き入居制度を実施します。 今後も制度の拡大等、必要に応じて事業の見直しを検討します。

⑦住居確保給付事業

担当課	生活支援課
事業内容	離職から2年以内で住宅を喪失又は喪失のおそれのある方に、収入状況等により生活保護の住宅扶助基準の範囲内で家賃相当額を有期で支給し、就労機会の確保や常用就労移行による増収等、生活の安定を図ります。

⑧乳児家庭全戸訪問事業（新規）

担当課	生活支援課
事業内容	子育て世帯の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図るため、全数訪問を実施します。支援が必要な家庭には適切なサービスを提供することで虐待発生の予防を目的としています。

⑨はぐはぐポケット中央（乳幼児一時預かり）（新規）

担当課	子育て支援課
事業内容	保育園・幼稚園等に在籍しておらず、家庭において保育している乳幼児に対し、理由を問わず一時的に預かることにより、子育て中の保護者を支援しその負担を軽減していきます。

⑩認可保育園の一時預かり（新規）

担当課	保育運営課
事業内容	保育園の入所基準に含まれない程度の就労、病気、けが、リフレッシュに一時的に保育を行います。

⑪柏市妊産婦等生活援助事業（新規）

担当課	こども相談センター
事業内容	身近に頼れる親族等が不在であるなどによって、家庭生活に支障が生じている妊産婦に対し、安心して出産やその後の生活について考えることのできる居場所を入所または通いにより提供し、食事やその他日常生活を営むために必要な支援のほか、出産前後の心理的ケアや保健指導、出産後の児童の養育に係る相談及び助言、また必要な関係機関や支援につなぐなど、その後の生活の自立に向けた、寄り添い型の相談・居場所づくり・支援体制を構築します。

⑫柏市子ども・子育て支援複合施設本の広場（新規）

担当課	図書館
事業内容	小学生を中心に未就学児から中学生までが、自由に本を読んだり、遊んだり、おしゃべりができる居場所として、子ども・子育て支援複合施設4階に「本の広場」を整備します。

⑬子育て世帯訪問支援事業

担当課	こども相談センター
事業内容	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図ります。

施策3 就労の支援

ひとり親世帯等が安心して子育てと仕事を両立し、自立した生活を送ることができるよう、それぞれの状況に合わせた就労支援や自立支援の充実及び、活用促進を図ります。

また、就労に困難を抱えている保護者に対して、こどもの一時預かり支援等の活用に向けた広報・啓発活動を含め、就労しやすい環境の整備を目指します。

(1) ひとり親家庭に対する就労の支援

①自立支援プログラム策定事業

担当課	こども福祉課
事業内容	児童扶養手当受給者等の生活や子育て等の状況、求職活動や職業能力開発の取り組み等の状況を聞き取り、自立・就業に向けた課題や阻害要因等を把握することにより自立目標を設定した上で、ニーズに応じた生活支援や就業支援等の支援メニューを組合せたプログラムを策定し、就労に結びつけます。 「かしわ就労自立サポートセンター」に常駐しているハローワークの職員と連携して、相談者の状況やニーズに応じた対応を行います。

②就業・自立支援センター事業

担当課	こども福祉課
事業内容	ひとり親家庭に対し、介護職員初任者研修等の就業支援講習会やパソコンスキル（エクセル）を磨く講座を開催し、就業に結びつく可能性の高い技能、資格を習得する機会を設けています。 また、講座修了後に利用者へのアンケート調査を実施し、結果や意見を分析し、効果的な事業を検討・企画します。

③自立支援教育訓練給付金事業

担当課	こども福祉課
事業内容	雇用保険法による教育訓練給付金の受給資格がないひとり親家庭の親が教育訓練講座を受講する場合、教育訓練経費の60%（上限20万円）を支給することで、ひとり親家庭の就業と経済的自立を支援します。 また、雇用保険法による教育訓練給付金（教育訓練経費の20%相当額）が支給されるかたにも、当給付金（60%相当額）との差額である40%相当

	額を支給することから、各種通知時にチラシを同封する等の周知を図り、対象者に必要な情報が行き渡るように努めます。
--	---

④高等職業訓練促進給付金事業

担当課	こども福祉課
事業内容	就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、ひとり親のかたが6ヶ月以上の養成期間を要する国家資格等を取得する際に最大4年間高等職業訓練促進給付金を支給するとともに、修了後に高等職業訓練修了支援給付金を支給することにより、生活の負担軽減を図ります。

⑤高等職業訓練促進資金貸付事業

担当課	こども福祉課
事業内容	高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格とされる看護師、准看護師、保育士及び介護福祉士等の取得を目指すひとり親のかたに、養成機関在学中（最大3年間）に最大月額5万円を貸し付け、資格取得を促進し、自立の促進を図ります。 なお、当該貸付金は、養成機関卒業から1年以内に取得した資格を活かして就職し、市内でその職に従事した期間が5年間継続した場合、または、市外でその職に従事した場合で、従事した期間と市内での居住期間が5年間継続した場合は返済免除となります。

⑥高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

担当課	こども福祉課
事業内容	高等学校を卒業していないひとり親とその児童が、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座を受講した場合に、受講開始時に受講料の4割、受講修了時に2割を支給し、認定試験合格時に更に1割上乘せして支給します。

（２）就労と子育てとの両立に対する支援

①ファミリー・サポート・センター事業

担当課	子育て支援課
事業内容	子育てを手助けして欲しい人と、子育てを手伝いたい人をつなぎ、育児を地域で助け合う活動を支援します。 子育てを手助けして欲しい人を「利用会員」、子育てを手伝いたい人を「協力会員」として登録し、支援のニーズや地域に応じて子育ての援助活動が行われるよう、アドバイザーが会員同士をマッチングします。 保育や習い事の送迎などの援助を行うことで、地域の方と共に就労と子育ての両立支援を行います。

②病児・病後児保育事業

担当課	保育運営課
事業内容	病中または回復期のこどもについて、保護者の就労の都合などにより家庭における保育や集団保育が困難な場合、看護師・保育士が一時的に保育を行います。

（３）生活困窮者に対する就労準備支援

①生活困窮者に対する就労準備支援事業

担当課	生活支援課
事業内容	生活困窮及び生活困窮に陥るおそれのある世帯の世帯員が、「生活リズムが崩れている」、「社会との関わりに不安がある」など就労に向けた準備が整っていない場合は、就労に向けた準備として日常生活自立の訓練から社会生活自立を目途とした訓練を行って一般就労へ導きます。

（４）生活保護受給者に対する就労の支援

①就労支援事業

担当課	生活支援課
事業内容	稼働能力を十分に活用できていない生活保護受給者に対して、専門的に就労を支援する職員（就労支援相談員）を配置し、個々の能力、適性等に応じたきめ細やかな支援を実施し、能力に応じた就労の実現を目指します。 「かしわ就労自立サポートセンター」のコーディネーターと連携しながら、効果的な就労支援を実施していきます。

②就労自立給付金事業

担当課	生活支援課
事業内容	生活保護受給中の就労収入のうち、収入認定された金額の範囲内で別途一定額を仮想的に積み立て、安定就労の機会を得たこと等により保護廃止に至った際に、その仮想的に積み立てた資金を支給します。 就労し自立に至った対象者に対しても、短期間での生活保護の再申請に至らないような安定した生活を支援します。

（５）就労に関する情報提供の支援

①就労に関する情報提供の支援

担当課	産業政策・スタートアップ推進課
事業内容	ハローワークや周辺各市との連携を深め、就労及び雇用推進に係る情報提供に努めます。

②障害者等社会参加・就労支援事業（新規）

担当課	障害福祉課
事業内容	障害の疑いがあるが障害者手帳未取得者やひきこもりのかた、障害者手帳を取得しても支援機関につながない方等を対象にした社会参加及び就労支援を行います。オンライン相談により、対面せずにメタバース

	空間で相談できるよう、また、関係機関との情報共有等を行い、今後はアウトリーチにもより力を入れて支援の拡充を図ります。
--	--

③若年者就労支援事業

担当課	産業政策・スタートアップ推進課
事業内容	国の「地域若者サポートステーション」と連携し、臨床心理相談、各種プログラムを行います。中間的就労支援として軽作業や体験就労を実施し、個々の状況に合わせた継続した支援を行います。

施策4 経済的支援

支援が必要な世帯に、経済的な支えとなる児童扶養手当をはじめ、各種手当や貸付、助成などの経済的支援を行うほか、制度に関する積極的な情報提供や有効活用の促進等、経済的支援体制の充実を図ります。

(1) こどもに関する経済的支援

①児童扶養手当

担当課	こども福祉課
事業内容	離婚や死別などで、父又は母と生計を同じくしていない児童を養育されている家庭（ひとり親家庭等）の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図るために手当を支給します。 国の制度拡大に伴い、令和6年10月分から、所得制限を緩和し、第3子以降の加算額を第2子と同額に増額し、ひとり親家庭等への経済的な支援を充実します。

②多子世帯・ひとり親世帯等への保育料軽減

担当課	保育運営課
事業内容	多子世帯及びひとり親世帯等の保育料負担の軽減を図るため、年収約360万円未満世帯の保育料について、こどもの人数に係る年齢制限を撤廃し、第2子は半額、第3子以降は無償化しています。また、年収約360万円未満世帯のひとり親世帯等の保育料を、第1子は半額、第2子以降は無償化しています。

③幼児教育の無償化に向けた取り組みの段階的な推進

担当課	保育運営課
事業内容	幼児教育の発展及び幼児教育の機会の均等化を図ることを目的として、私立幼稚園に在園する園児の入園料及び保育料を減免することで、保護者の経済的負担を軽減します。

④放課後児童クラブ（こどもルーム）の保育料軽減

担当課	学童保育課
事業内容	入所児童世帯が生活保護、就学援助、市民税非課税・均等割りのみ課税世帯に該当する場合は、経済的負担の軽減を図るため、保育料の全部又は一部を減免します。

⑤就学援助制度の充実

担当課	学校教育課
事業内容	小・中学校に就学するお子さんが安心して教育を受けられるよう、経済的理由により就学が困難な児童生徒の要保護者又は準要保護者に対し、学用品費及び学校給食費等の援助を行っています。

⑥母子父子寡婦福祉資金の貸付

担当課	こども福祉課
事業内容	ひとり親家庭等の経済的自立支援やこどもの福祉の増進を図るため、こどもの進学や親の技能習得等のための資金の貸付を行います。

⑦こども医療費助成

担当課	こども福祉課
事業内容	こどもの保健対策及び子育て支援の充実のために、高校生相当の年齢までの児童を対象に、保険診療分の医療費を助成します。市民税所得割非課税世帯に該当する場合は、自己負担金の全額を助成します。

⑧ひとり親家庭等医療費等助成

担当課	こども福祉課
事業内容	経済的に厳しい環境にあるひとり親家庭等の経済的負担の軽減を図るとともに、安心して必要な医療が受けられるよう、ひとり親家庭の児童及び養育者が保険診療や調剤を受けた場合、その自己負担額の一部又は全部を助成します。

⑨ファミリー・サポート・センター利用料助成

担当課	こども福祉課
事業内容	ひとり親家庭等の就労支援と育児の負担軽減を図るため、所得が基準額以下の方が、かしわファミリー・サポート・センターを利用した場合に、利用料の半額を助成します。

⑩遺児等養育手当等

担当課	こども福祉課
事業内容	病気や交通事故などにより、両親又は父母のいずれかを亡くされた市内に在住する義務教育修了前の遺児を扶養しているかたに対し、手当等を支給します。

⑪小児インフルエンザ予防接種の費用助成（新規）

担当課	健康増進課
事業内容	小児インフルエンザワクチン接種に伴う子育て世代の経済的負担を軽減するとともに、発病及び重症化の予防を図るため、予防接種の一部費用を助成します。

⑫第3子以降の学校給食費の無償化（新規）

担当課	学校給食課
事業内容	扶養上の第3子以降のうち、市立小中学校に在籍する児童生徒について、学校給食費を無償化します。なお、認定された児童生徒のうち、アレルギー等により給食の提供を受けられない場合は給食費相当額を補助します。

⑬柏市制服バンク（新規）

担当課	学校教育課
事業内容	卒業等で不要になった市内公立中学校の制服を譲り受け、提携しているクリーニング店を介し、就学援助を受けられている世帯等へ譲渡します。

（２）養育費等の支援

①養育費確保に関する周知

担当課	こども福祉課
事業内容	児童が健やかに成長するために、養育費の取り決めの方法や合意書の記入方法、親子交流の取り決めについて、ホームページやチラシにて周知します。

②養育費等無料法律相談

担当課	こども福祉課
事業内容	養育費の取り決めや離婚前に関し、専門的なアドバイスを受けられるよう、弁護士への無料法律相談を実施します。

③離婚前後親支援事業

担当課	こども福祉課
事業内容	ひとり親家庭等の養育費確保を促進するため、公正証書等の作成費用及び養育費保証会社との保証契約に要する初回保証料を補助し、ひとり親家庭への経済的な支援を実施します。

（３）生活の支援

①生活保護

担当課	生活支援課
事業内容	生活保護受給者への経済的支援として、困窮の程度に応じて生活・教育・住宅・医療・介護・出産・生業・葬祭の８種類の扶助費を給付するとともに、自立を支援します。

②法外援護事業

担当課	生活支援課
事業内容	生活保護受給者の生活の安定及び福祉の向上の観点から、生活保護法で対応されていないが必要と考えられる修学旅行支度費や、生活保護法の出産扶助で賄い切れない出産料の差額分の一部を支給します。

6 計画の推進体制

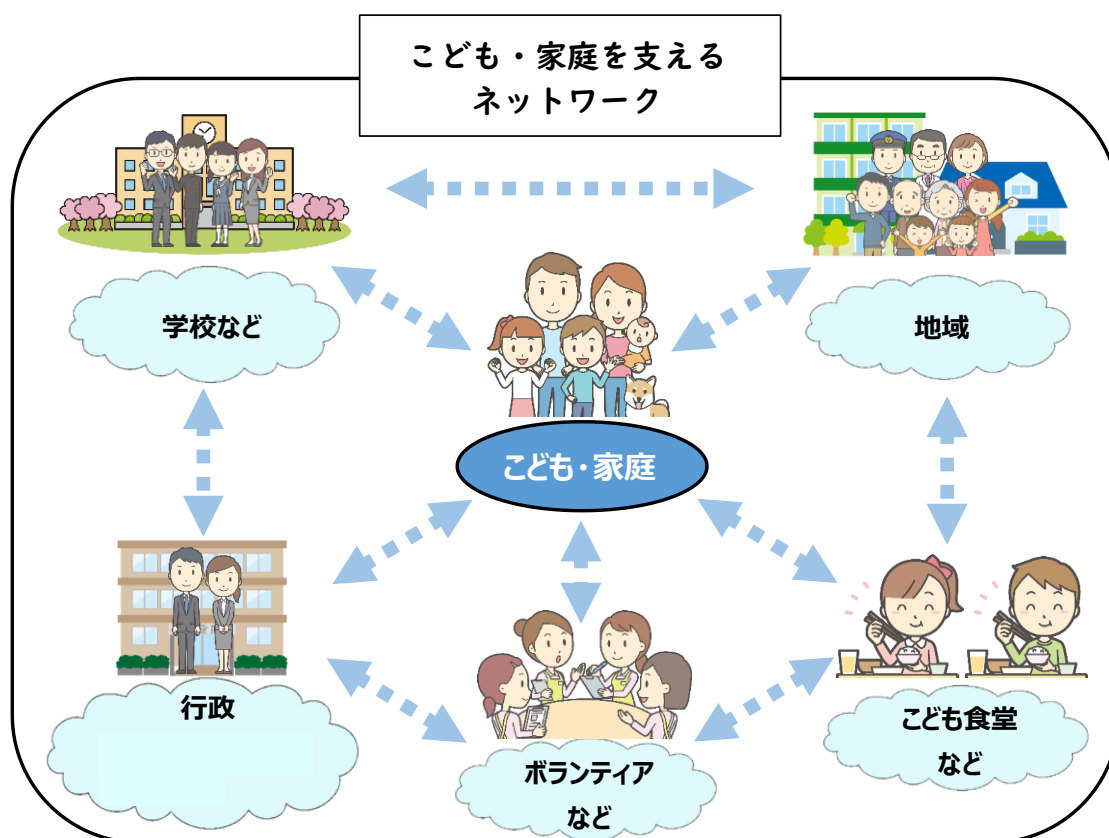
(1) 計画の推進体制

貧困により困難を抱える子どもとその家族が、社会的孤立に陥ることのないよう、地域や社会全体で課題を解決する意識の醸成が必要です。

本計画の推進にあたっては、庁内の関係各課で構成される「かしわこどもの未来応援会議」等において効果的な連携・協力体制を確保します。

市民一人ひとりがこどもの貧困に対する理解を深めるための情報提供を行います。行政をはじめ、民間企業や市民がそれぞれできることから取り組むことで、地域全体で子どもとその家族を支えるネットワークの構築を図っていきます。

また、法令・制度等の改廃などの社会状況の変化や生活困窮世帯等のニーズなどに対応するため、必要に応じて各施策の見直しを行うなど適切な進行管理に努めます。



(2) 計画の評価と検討

本計画における施策の取組状況について進捗管理を行います。また、次期計画の策定に向けて、計画期間中に改めて子どもの生活実態調査を行うことで、計画の効果を検証し評価するとともに、次期計画の策定や未来の取り組みにつなげていきます。

(作成中)

第 2 章

第 4 期ひとり親家庭等自立促進計画

1 計画の策定にあたって

(1) 計画策定の背景と趣旨

ひとり親家庭の親は、子育てと家計の支え手をひとりで担うため、肉体的、精神的な負担が大きく、また経済的に困窮している家庭も多いことなど、家族や生活の様々な課題に直面しています。

このようなひとり親家庭等の現状に対応するため、国では、経済的支援を中心とした施策から、就業支援を中心とした総合的な自立支援施策への転換を目指し、平成14年3月に「母子家庭等自立支援対策大綱」を発表しました。これを受けて、「児童扶養手当法」、「母子及び寡婦福祉法」、「児童福祉法」の改正が進められたほか、平成15年4月には母子及び寡婦福祉法第11条第1項の規定に基づいて、「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」を定め、地方自治体では、より一層の支援を推進していくことが求められました。

また、平成26年10月には「母子及び父子並びに寡婦福祉法」が改正され、ひとり親が仕事と子育てを両立しながら経済的に自立するとともに、こどもが心身ともに健やかに成長できるよう、こどもの貧困対策等も含めた、ひとり親家庭等への支援施策の拡充が進められてきました。

このような背景のもと、柏市においても、母子及び父子並びに寡婦（以下「ひとり親家庭等」という。）福祉法第12条に基づき、「第1期柏市母子家庭等自立促進計画」（平成22年度～平成26年度）、「第2期柏市ひとり親家庭等自立促進計画」（平成27年度～令和元年度）、「第3期柏市ひとり親家庭等自立促進計画」（令和2年度～令和6年度）を策定し、ひとり親家庭等の自立支援に資するために様々な施策を推進してきました。

このたび、令和6年度で終期を迎える第3期計画を引き継ぎ、令和7年4月を始期とする「第4期柏市ひとり親家庭等自立促進計画」（以下「本計画」という。）（令和7年度～令和11年度）を策定いたしました。この計画では、令和5年12月に閣議決定された「こども大綱」の主旨も踏まえた上で、ひとり親家庭等の社会的な自立の促進とそのこどもの健やかな育成に向けて、総合的かつ計画的に施策の展開を図っていきます。

(2) 計画の位置付けと関連計画

本計画は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第 11 条に基づく「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針（令和 2 年厚生労働省告示第 78 号）」を踏まえ策定する、母子及び父子並びに寡婦福祉法第 12 条に定める「自立促進計画」です。

母子及び父子並びに寡婦福祉法（抜粋）

（基本方針）

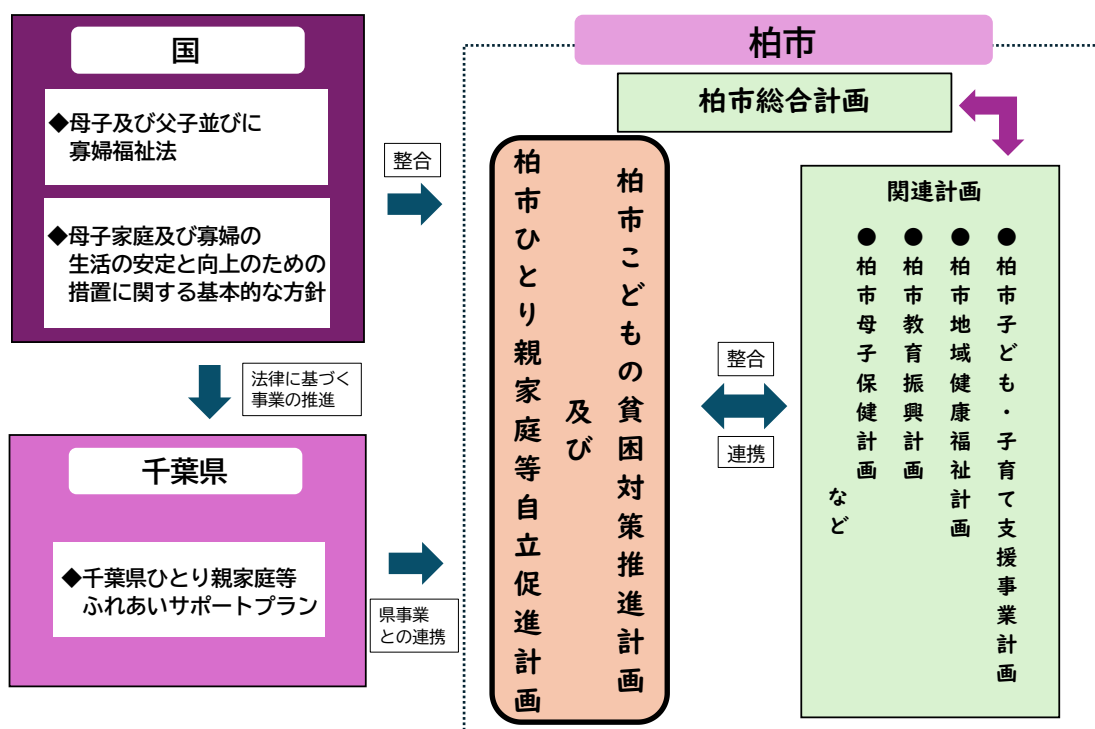
第十一条 厚生労働大臣は、母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

（自立促進計画）

第十二条 都道府県等は、本方針に即し、次に掲げる事項を定める自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、法律の規定による計画であって母子家庭等及び寡婦の福祉に関する事項を定めるものとの調和を保つよう努めなければならない。

- 一 当該都道府県等の区域における母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項
- 二 当該都道府県等の区域において母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項
- 三 福祉サービスの提供、職業能力の向上の支援その他母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する重要事項

また、「柏市総合計画」のうち、ひとり親家庭等を対象とする取り組みに関する部門計画として位置付けます。



(3) 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

ただし、計画期間中であっても国の制度改正などひとり親家庭等を取り巻く環境や社会経済状況の変化により、必要に応じて見直しを行います。

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
柏市子ども・ 子育て支援 事業計画	第2期計画期間				柏市子ども・子育て支援事業計画（第3期計画期間）				
柏市こどもの 貧困対策 推進計画	第1期 計画期間	コロナウイルス等の影響により延長			柏市こどもの貧困対策推進計画（第2期計画期間） 及び 柏市ひとり親家庭等自立促進計画（第4期計画期間）				
柏市ひとり 親家庭等自 立促進計画	第3期計画期間								

(4) 計画の対象

本計画の対象は、市内の「母子家庭」及び「父子家庭」とその養育するこども並びに「寡婦」とします。

また、本計画で使用している用語の説明は、次のとおりです。

母子家庭	配偶者のいない女性と20歳未満のこどもがいる世帯で、同居親族がいる場合を含む。配偶者が精神上、身体上の障害により長期に渡り労働能力を失っている場合等も含む
父子家庭	配偶者のいない男性と20歳未満のこどもがいる世帯で、同居親族がいる場合を含む。配偶者が精神上、身体上の障害により長期に渡り労働能力を失っている場合等も含む
寡婦	配偶者のいない女性であって、かつて母子家庭として20歳未満のこどもを扶養していたことのある方
ひとり親家庭	母子家庭（母子世帯）及び父子家庭（父子世帯）
ひとり親家庭等	母子家庭（母子世帯）、父子家庭（父子世帯）及び寡婦
ひとり親	母子家庭（母子世帯）の母及び父子家庭（父子世帯）の父

2 柏市の現状と取り組み

(1) 柏市におけるひとり親家庭等の状況

項 目		平成 31 年度	令和 5 年度
常住人口		426,224 人	432,985 人
うち 18 歳未満		65,990 人	66,204 人
世帯数		187,739 世帯	196,147 世帯
児童生徒数	小学生	22,116 人	21,948 人
	中学生	9,857 人	10,538 人
児童扶養手当 (ひとり親世帯)	認定世帯数	2,807 世帯	2,582 世帯
	受給世帯	2,266 世帯	1,976 世帯
	支給停止世帯	541 世帯	606 世帯
	受給児童数	3,404 人(5.2%)※1	2,979 人(4.5%)※1
	未就学児	568 人(16.7%)※2	458 人(15.4%)※2
	小学生	1,217 人(35.8%)※2 (5.5%)※3	930 人(31.2%)※2 (4.2%)※3
	中学生	756 人(22.2%)※2 (7.7%)※3	737 人(24.7%)※2 (7.0%)※3
	高校生等	863 人(25.4%)※2	854 人(28.7%)※2
離婚率		1.62‰	1.51‰

※ 常住人口、世帯数は各年度 4 月時点、児童生徒数は各年度 5 月時点、児童扶養手当は各年度 12 月末時点、離婚率は令和 2 年及び令和 5 年の 1 月～12 月の数値

※1 18 歳未満人口に占める割合

※2 受給児童数に占める割合

※3 児童生徒数に占める割合

柏市における人口および世帯数、18 歳未満の児童数は微増傾向となっています。
また、児童扶養手当の認定者である、ひとり親世帯については、世帯数および児童数は減少傾向となっています。

(2) これまでの取り組み (作成中)

3 ひとり親家庭等の実態把握

(1) 実態調査

I 調査の概要

■調査の目的・掲載内容について

「第4期柏市ひとり親家庭等自立促進計画」の策定に向け、ひとり親世帯等の生活実態及び就労状況等を把握する調査を行い、計画策定のための基礎資料とするために「柏市ひとり親世帯等調査」を実施しました。

■実施方法及び実施時期

調査は郵送による調査依頼後、WEB調査方式で、令和6年1月18日～令和6年2月18日に行いました。

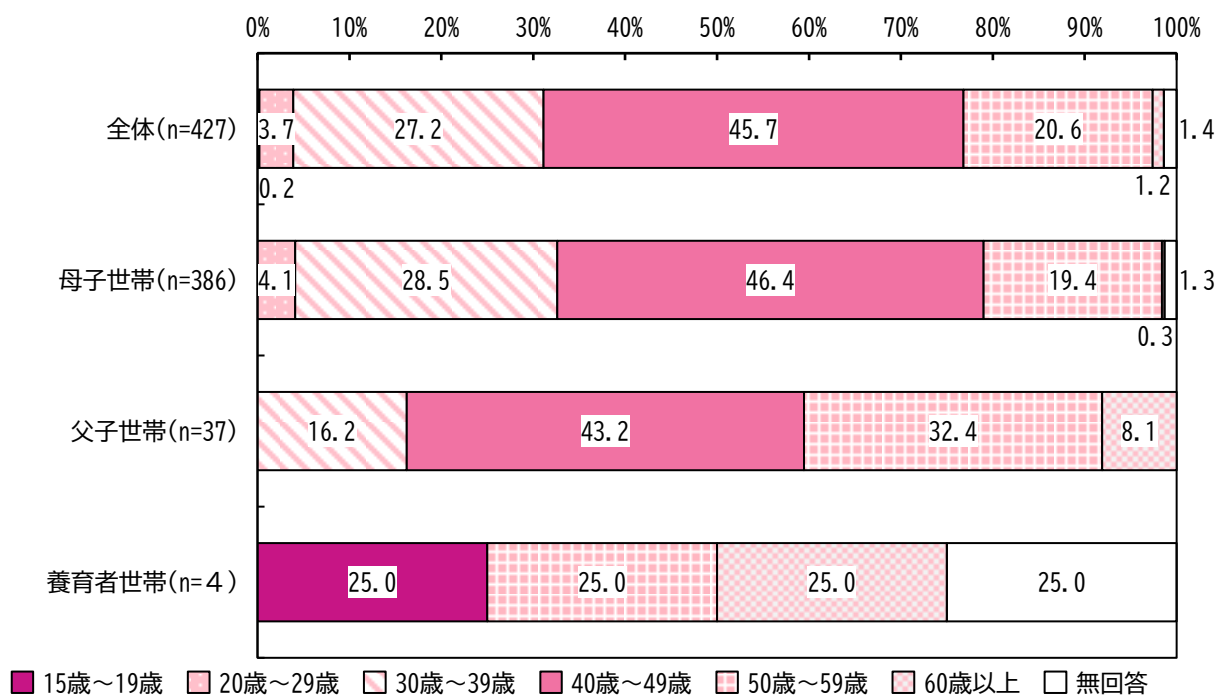
■調査対象及び有効回答数・有効回収率

調査対象は児童扶養手当の資格登録者1,200人に依頼し、427件の有効回答（有効回収率35.6%）がありました。

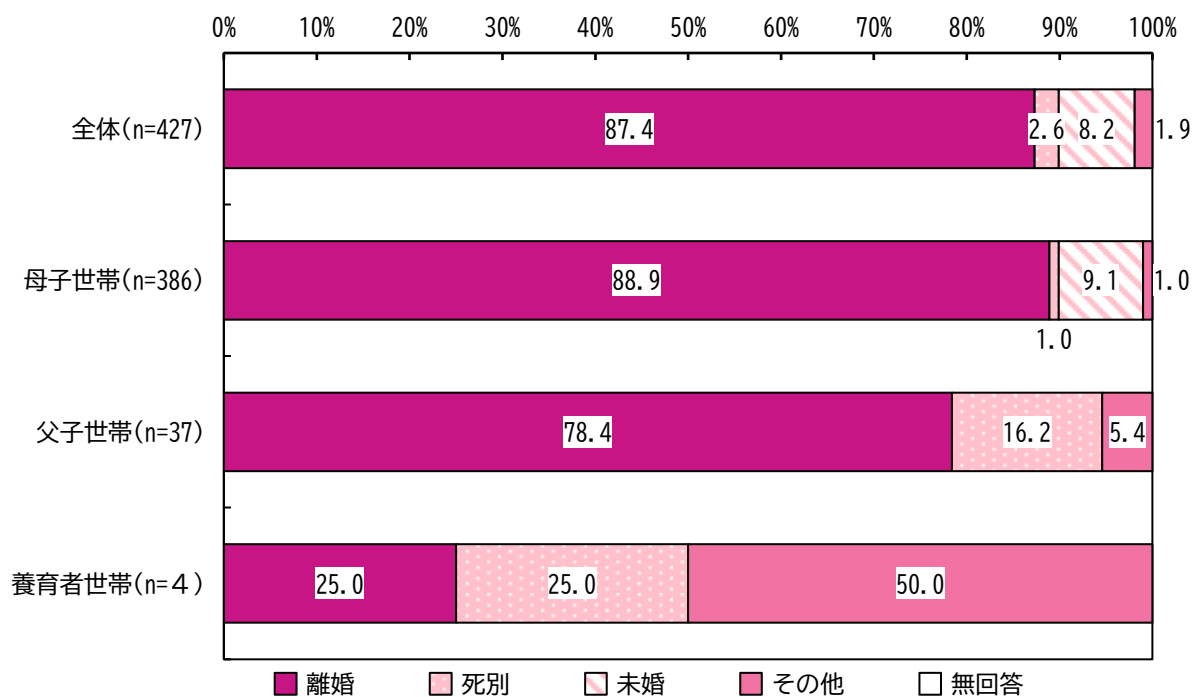
Ⅱ 調査結果

①世帯の状況

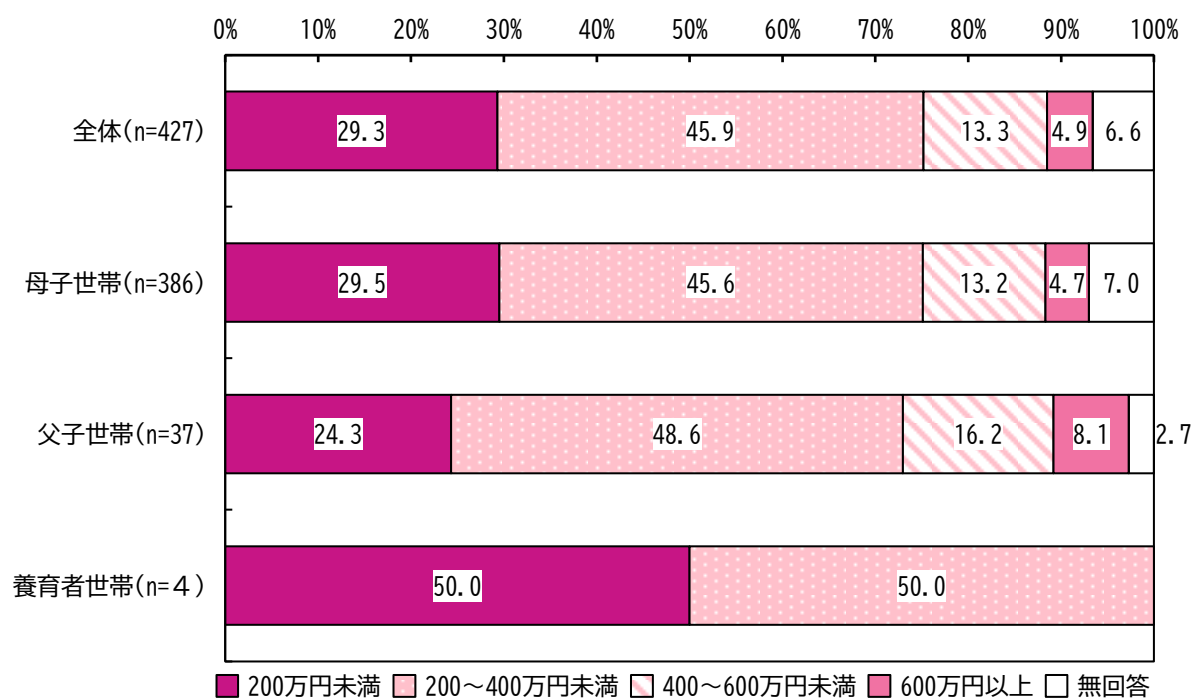
世帯×現在の年齢



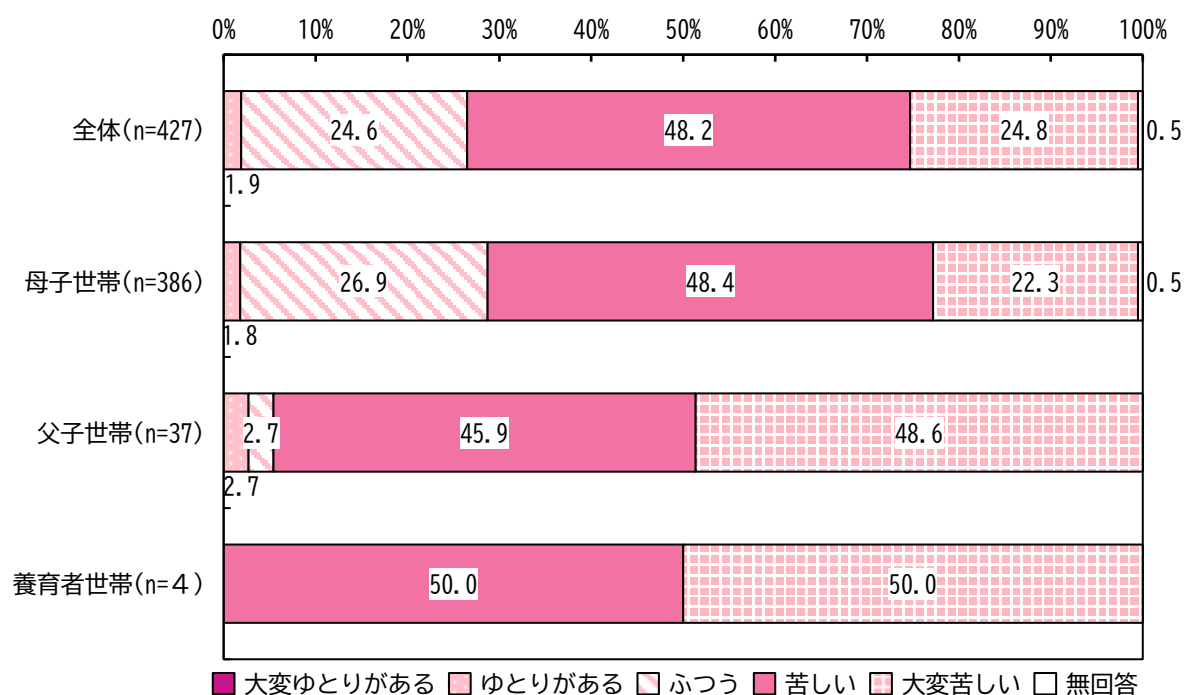
世帯×ひとり親になった理由



世帯×総世帯収入（４区分）

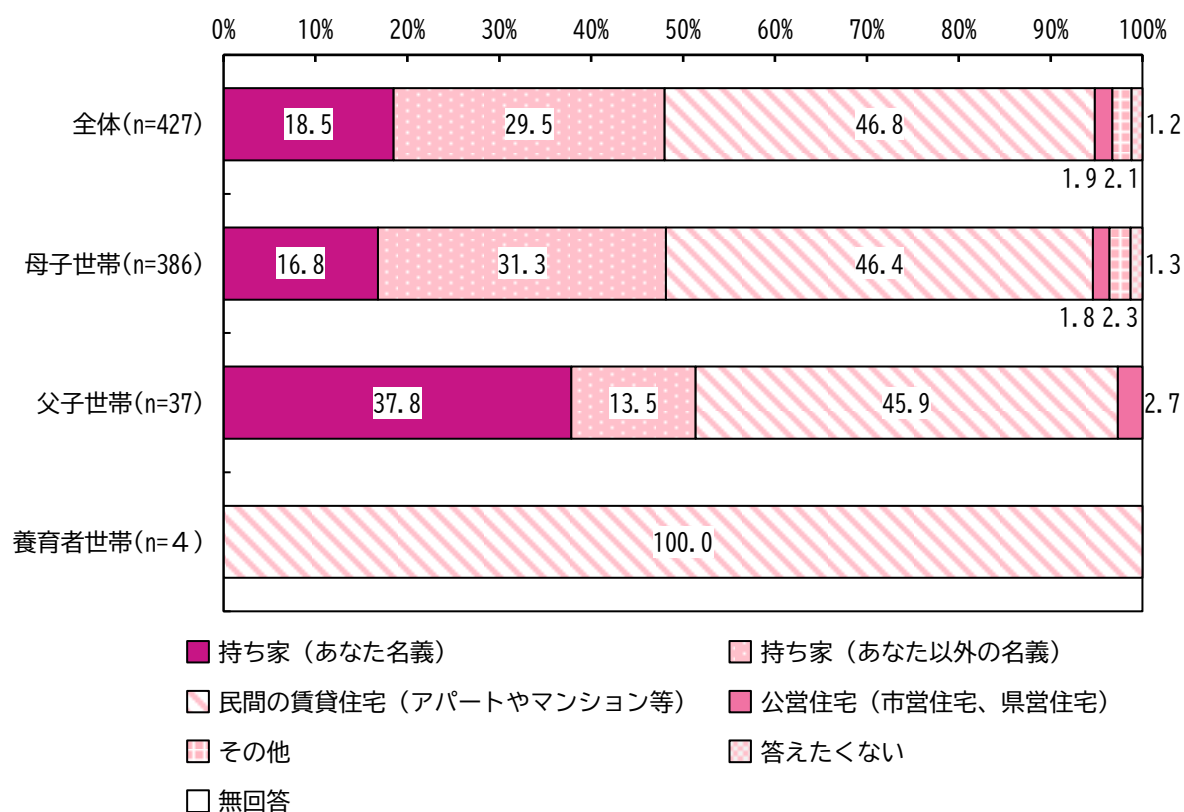


世帯×生活の状況

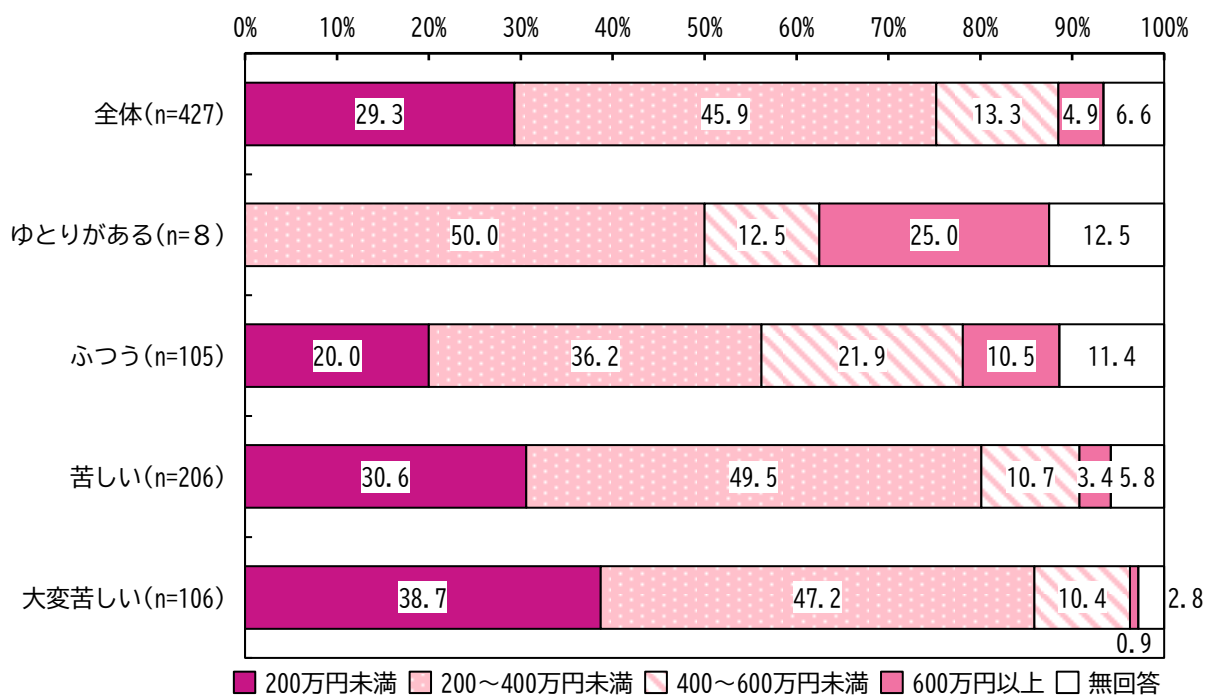


※「大変ゆとりがある」の回答は0%

世帯×住まい



生活状況×総世帯収入（4区分）



生活状況×現在の悩み事（複数回答）

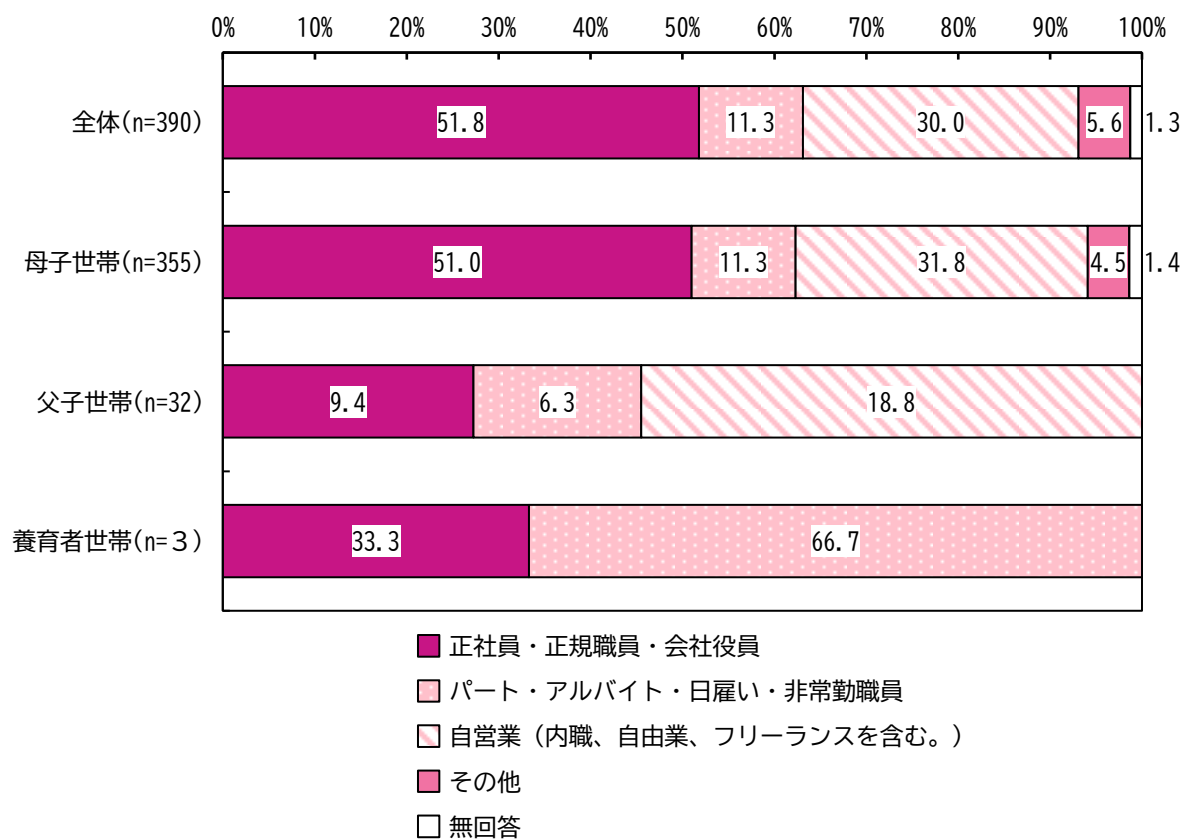
単位（％）

	全体 (件)	住居のこと	仕事のこと	収入のこと	家事のこと	自分の健康のこと	親族の健康・介護のこと	生活態度のこと (お子さんの)	教育や将来のこと (お子さんの)
全体	427	25.1	35.6	76.6	18.7	38.2	16.9	17.8	64.9
ゆとりがある	8	12.5	25.0	12.5	12.5	37.5	0.0	12.5	37.5
ふつう	105	13.3	27.6	52.4	15.2	37.1	17.1	17.1	65.7
苦しい	206	28.6	36.9	84.5	16.0	35.4	13.6	16.5	67.5
大変苦しい	106	31.1	42.5	90.6	28.3	44.3	24.5	21.7	61.3

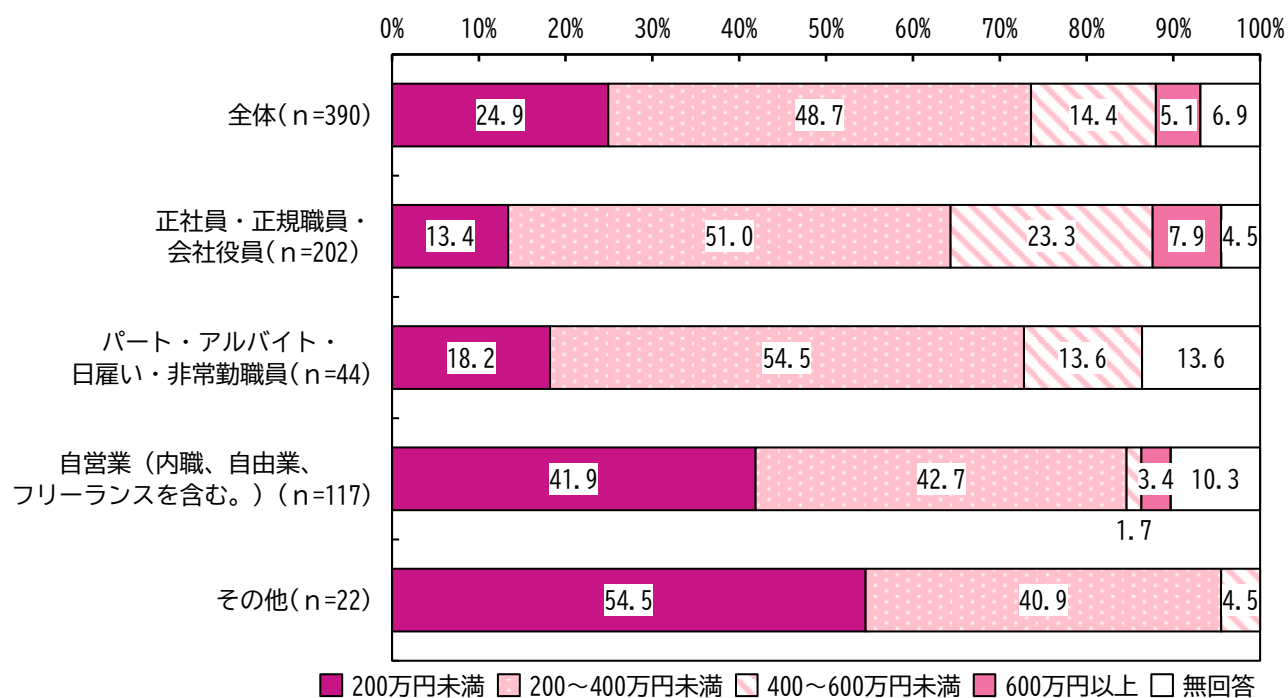
	全体 (件)	交友関係のこと (お子さんの)	学区のこと (お子さんの)	栄養、食事のこと (お子さんの)	健康、食生活のこと (お子さんの)	障がいのこと (お子さんの)	その他	困っていることは なかつた	特に悩みの なかつた	無回答
全体	427	12.6	5.6	18.3	8.9	1.9	3.5	0.7		
ゆとりがある	8	12.5	12.5	12.5	12.5	0.0	25.0	0.0		
ふつう	105	5.7	1.9	10.5	6.7	1.0	9.5	2.9		
苦しい	206	12.1	5.3	18.0	6.8	1.5	1.0	0.0		
大変苦しい	106	19.8	9.4	26.4	15.1	3.8	0.9	0.0		

② 就業の状況

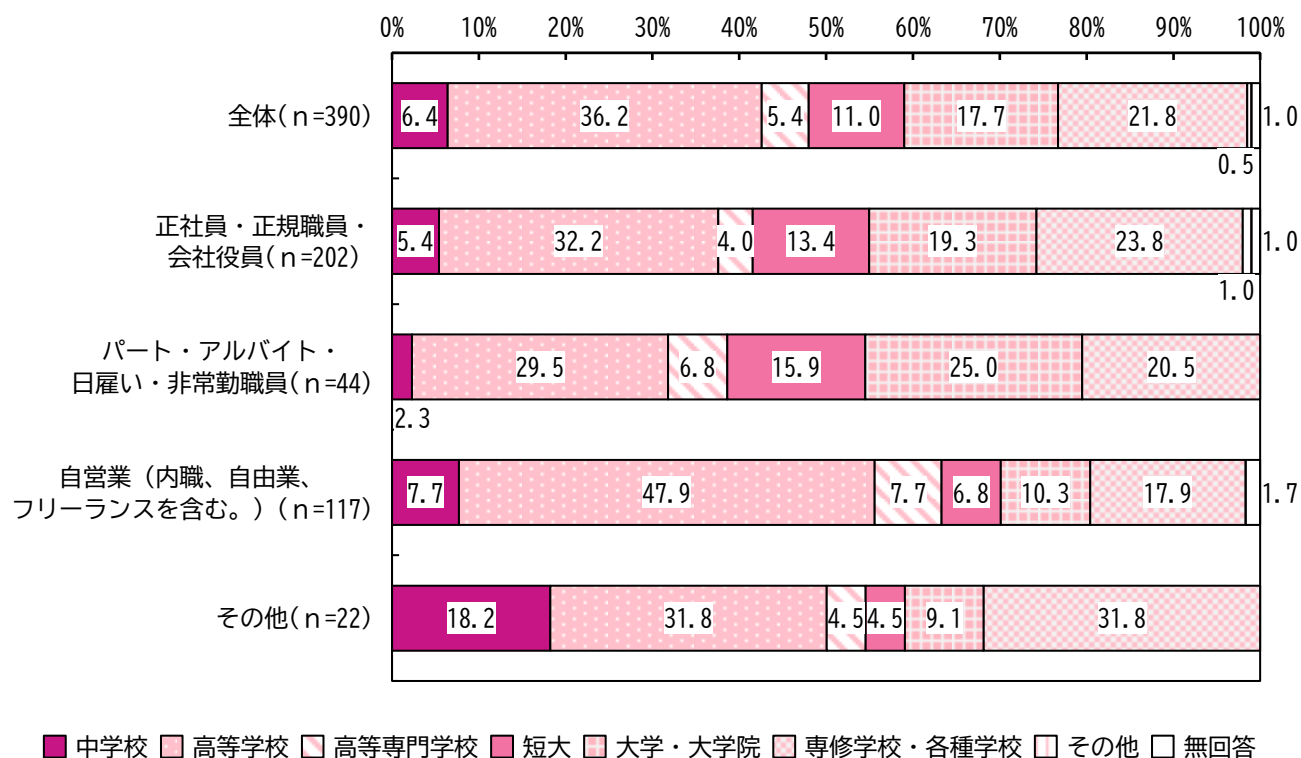
世帯×現在の雇用形態



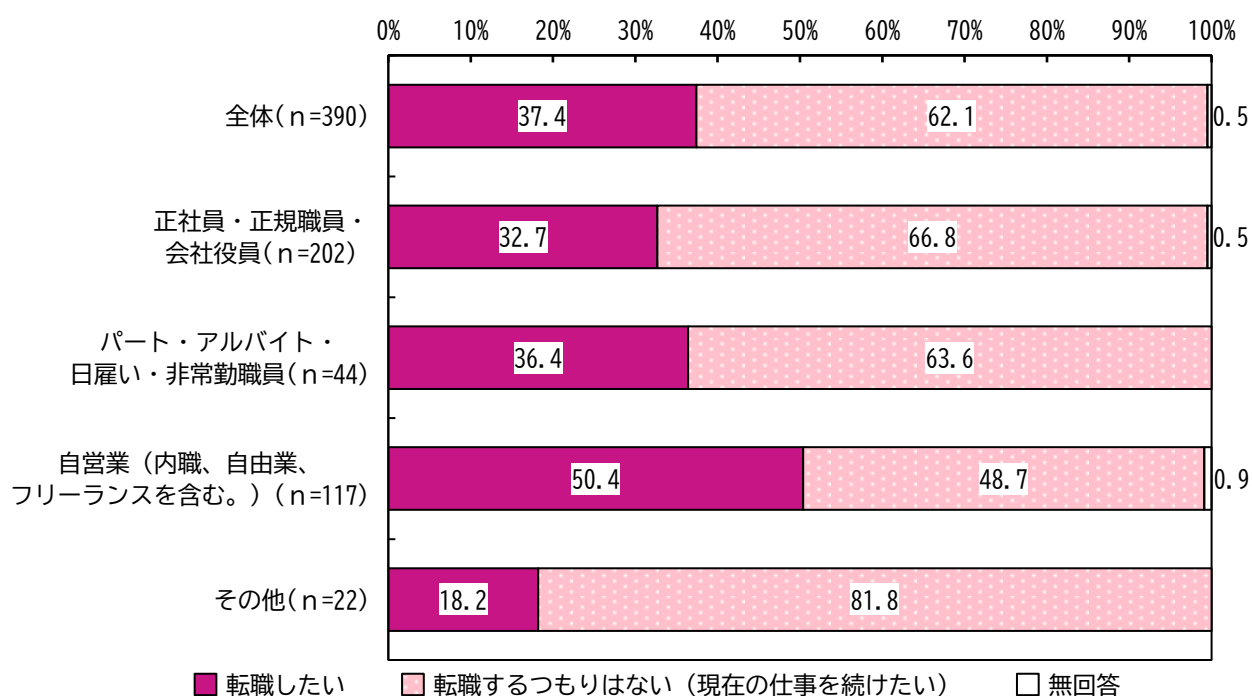
雇用形態×総世帯収入（４区分）



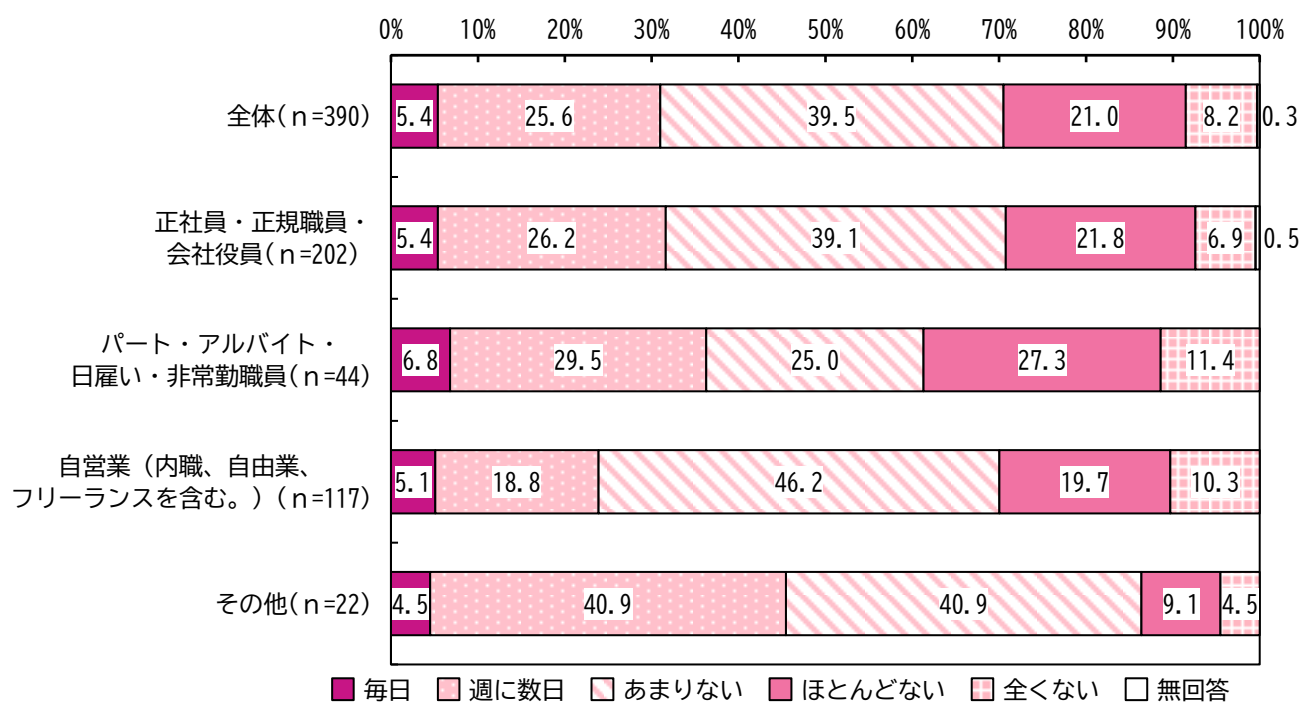
雇用形態×最終学歴



雇用形態×転職の希望

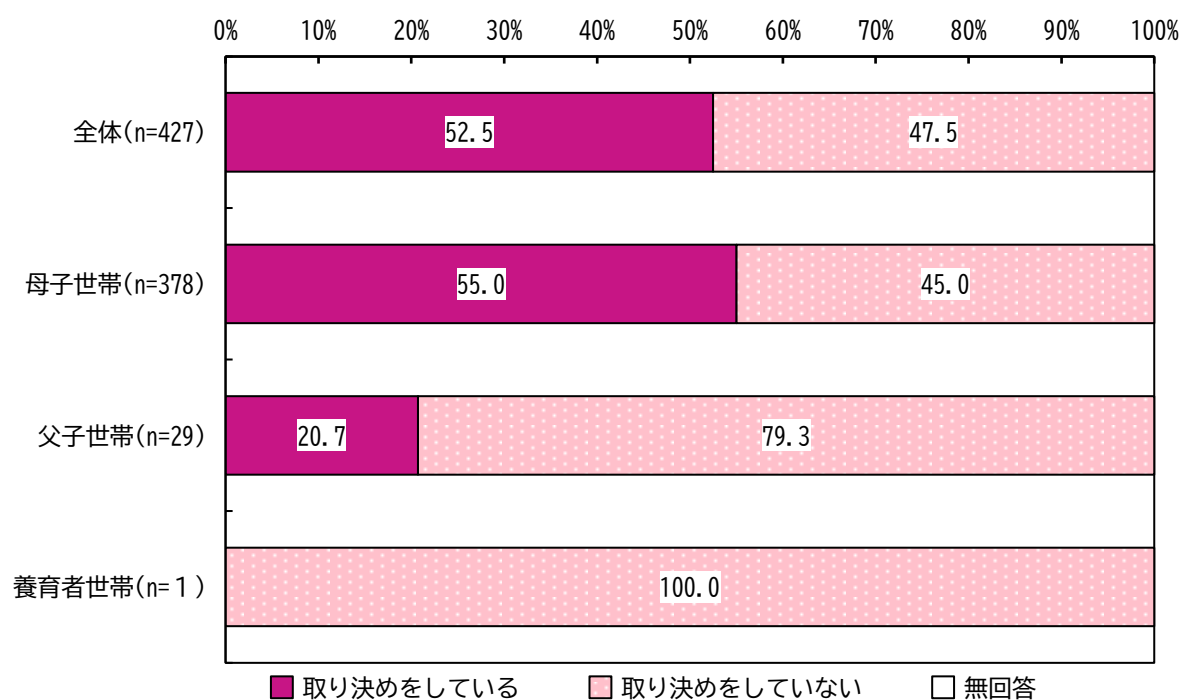


雇用形態×家事や育児の負担に伴う仕事への支障



③ 養育費等の状況

世帯×養育費の取り決め

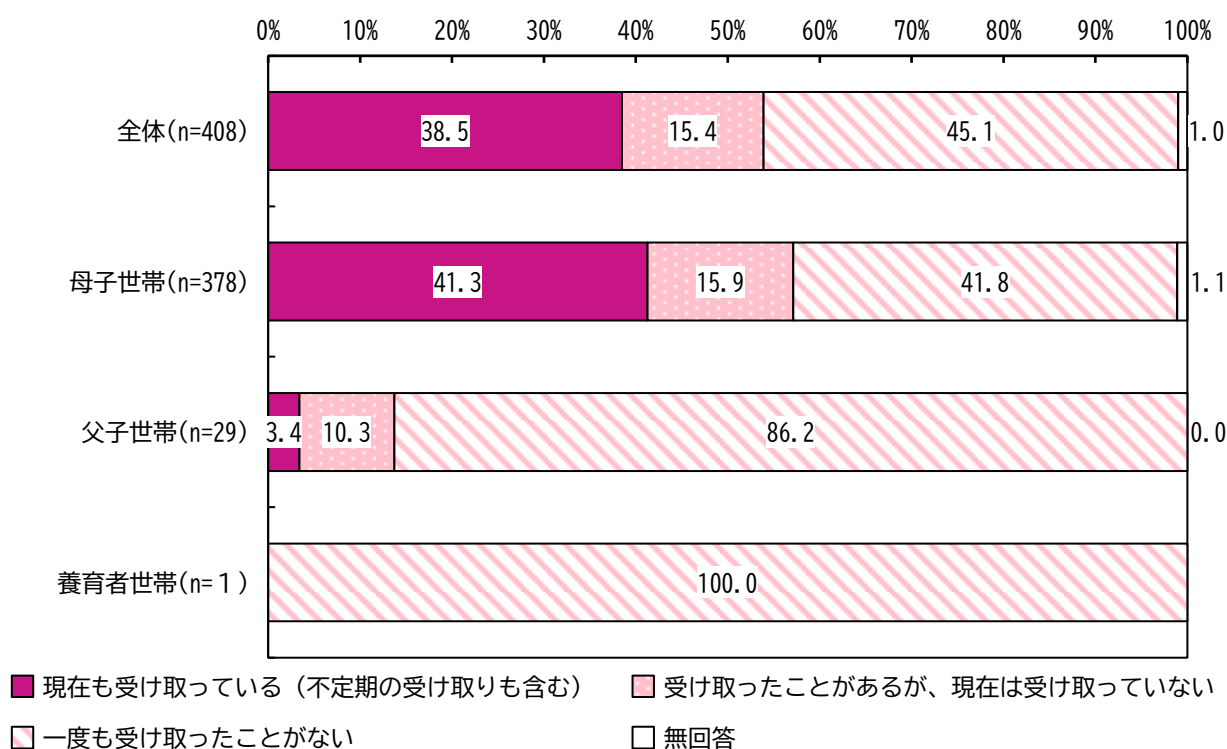


世帯×養育費を取り決めていない理由

単位(%)

	全体 (件)	相手に支払う意思がない と思うから	相手に支払う能力がない と思うから	相手に養育費を請求できる ことを知らなかったから	取り決めの交渉をしたが、 まとまらなかったから	現在交渉中又は 今後交渉予定であるから	相手と関わりたくないから	自分の収入等で経済的に 問題ないから	その他	無回答
全体	194	30.4	23.2	0.0	6.7	2.1	27.3	0.5	9.8	0.0
母子世帯	170	30.6	22.9	0.0	7.6	2.4	25.3	0.6	10.6	0.0
父子世帯	23	30.4	21.7	0.0	0.0	0.0	43.5	0.0	4.3	0.0
養育者世帯	1	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

世帯×養育費の受け取り状況

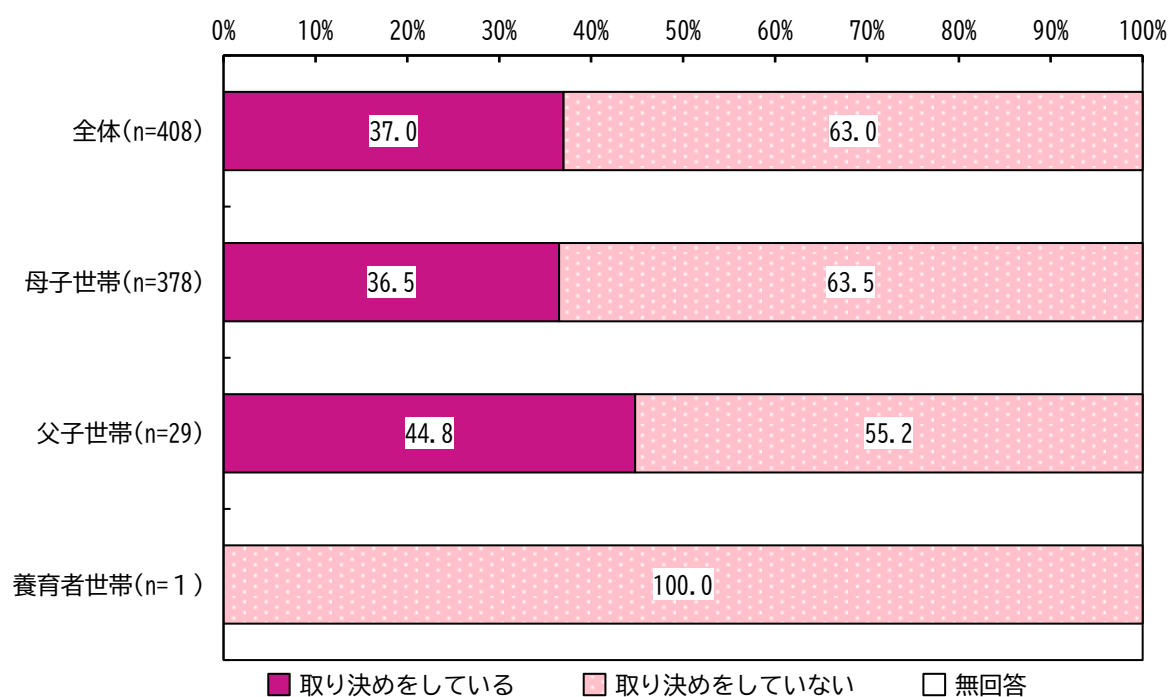


世帯×養育費を請求しない最大の理由

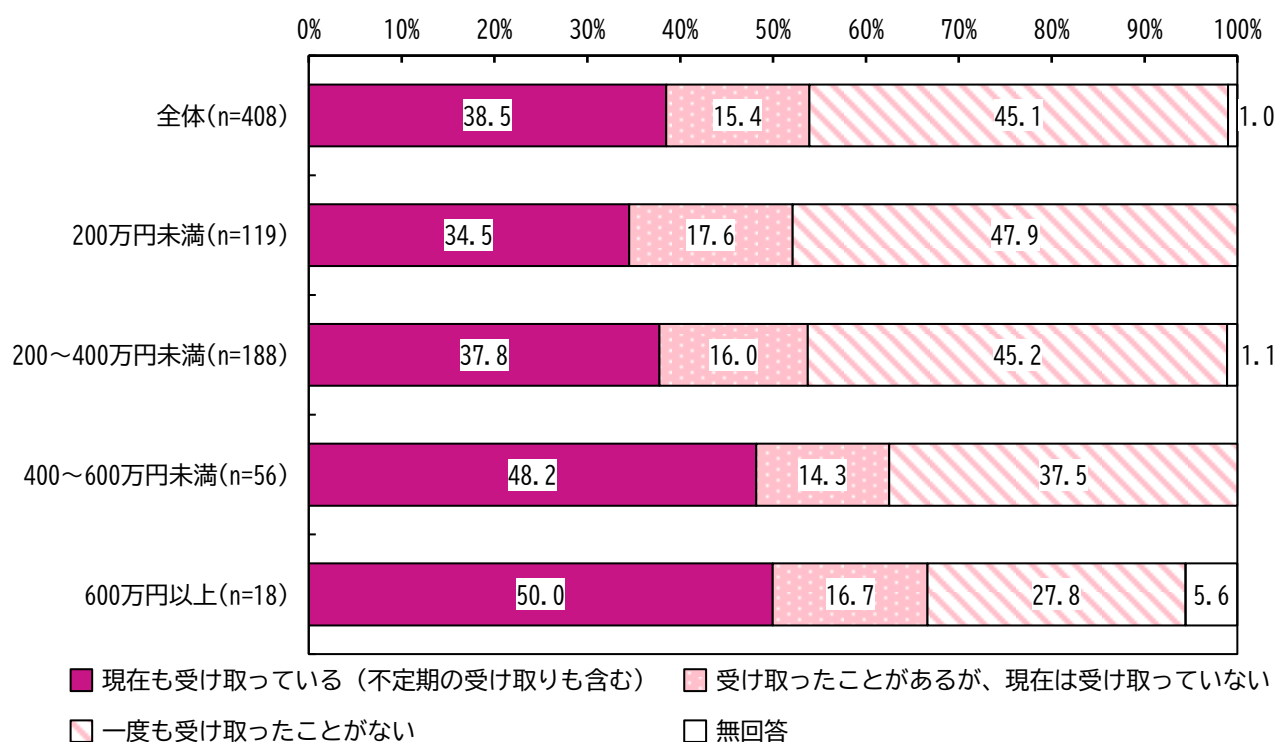
単位(%)

	全体 (件)	おこな なかつ たから を	おこな なかつ ても受 け取れ	関相 わりと たくな いから	わ手 ず続 きが わしい から	お金 がか かる から	わ相 手の 居場 所が	そ の 他	無 回 答
全体	341	0.6	14.4	34.3	3.2	4.1	5.3	13.8	24.3
母子世帯	313	0.6	13.4	31.6	3.5	3.8	5.8	14.7	26.5
父子世帯	27	0.0	22.2	66.7	0.0	7.4	0.0	3.7	0.0
養育者世帯	1	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

世帯×親子（面会）交流実施

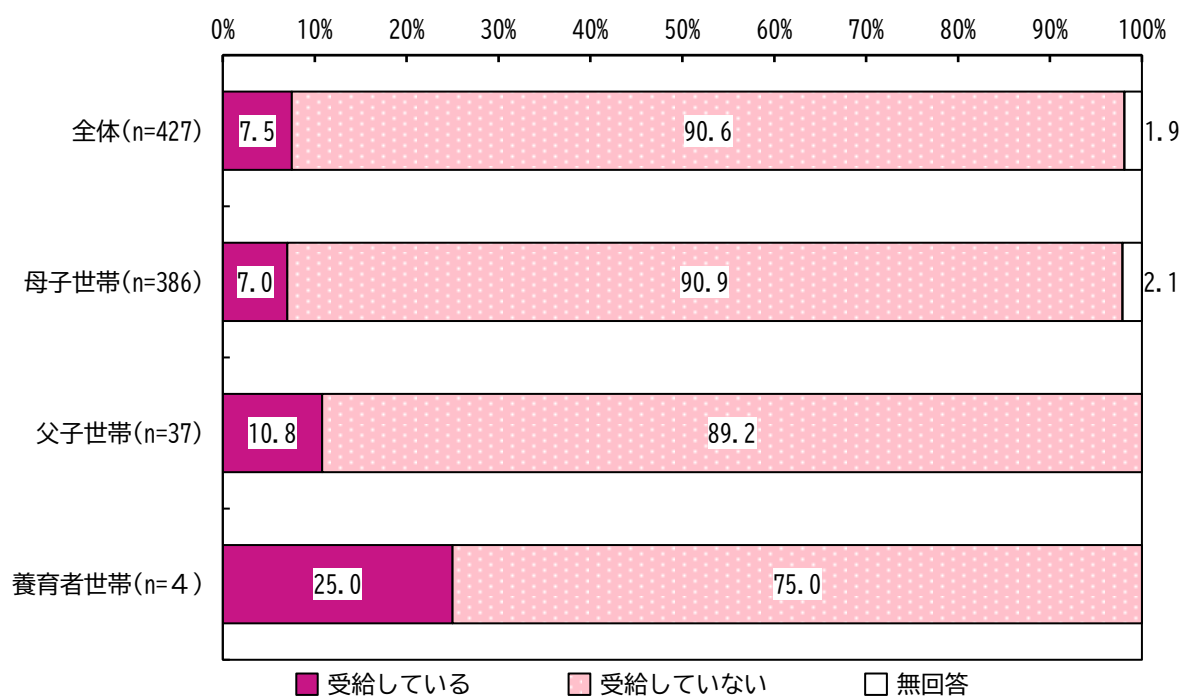


世帯総収入×養育費の受給状況

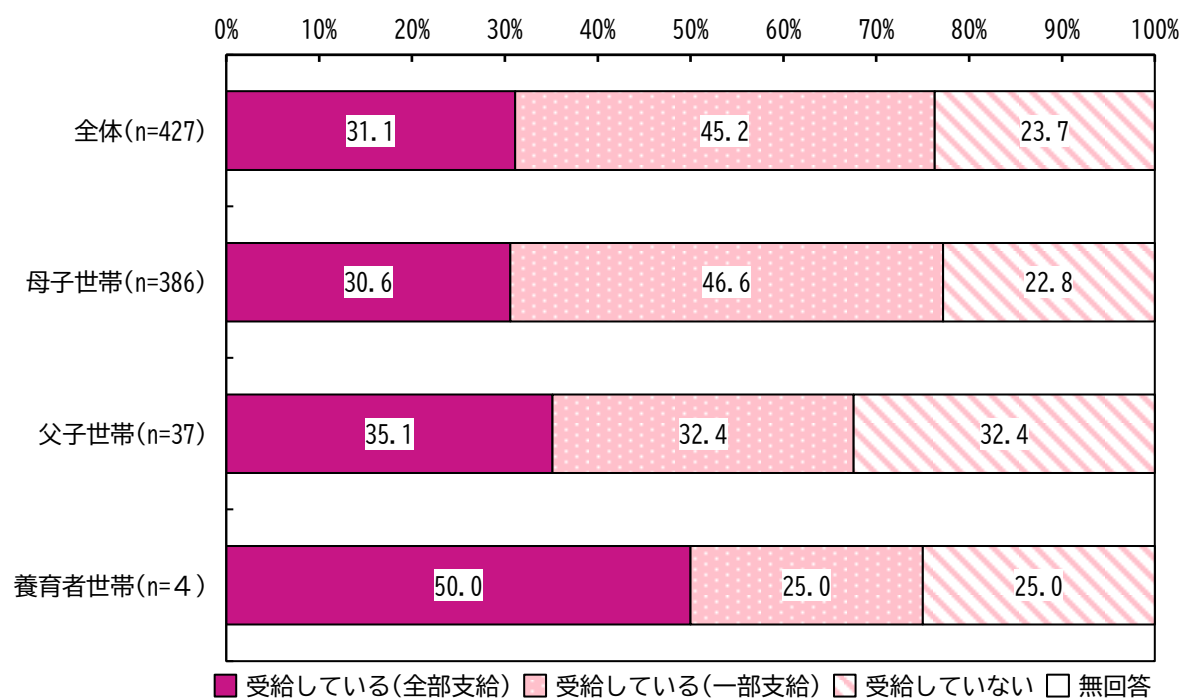


④ 経済的な状況

世帯×生活保護の受給状況



世帯×児童扶養手当の受給状況



世帯×小学生以上の教育経費の負担

単位(%)

	全体 (件)	授業料	学用品費	給食費・お弁当代	校外学習や 修学旅行等の経費	部活やクラブ活動費	学習塾や習い事等の 学校以外の教育費	その他	特に負担に感じる 教育経費はない	無回答
全体	427	11.5	7.3	3.5	14.5	5.2	34.9	3.0	4.2	15.9
母子世帯	386	11.4	7.0	3.4	14.5	4.7	36.3	3.1	3.9	15.8
父子世帯	37	13.5	10.8	5.4	13.5	5.4	24.3	2.7	8.1	16.2
養育者世帯	4	0.0	0.0	0.0	25.0	50.0	0.0	0.0	0.0	25.0

世帯×高校生・大学生の教育経費の負担

単位(%)

	全体 (件)	受験料	入学金・授業料	交通費	部活動費	学習塾や習い事等の 学校以外の教育費	その他	特に負担に感じる 教育経費はない	無回答
全体	427	2.3	31.6	2.6	1.4	5.2	2.3	0.7	53.9
母子世帯	386	2.6	30.8	2.3	1.3	5.4	2.6	0.5	54.4
父子世帯	37	0.0	43.2	5.4	2.7	2.7	0.0	0.0	45.9
養育者世帯	4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	25.0	75.0

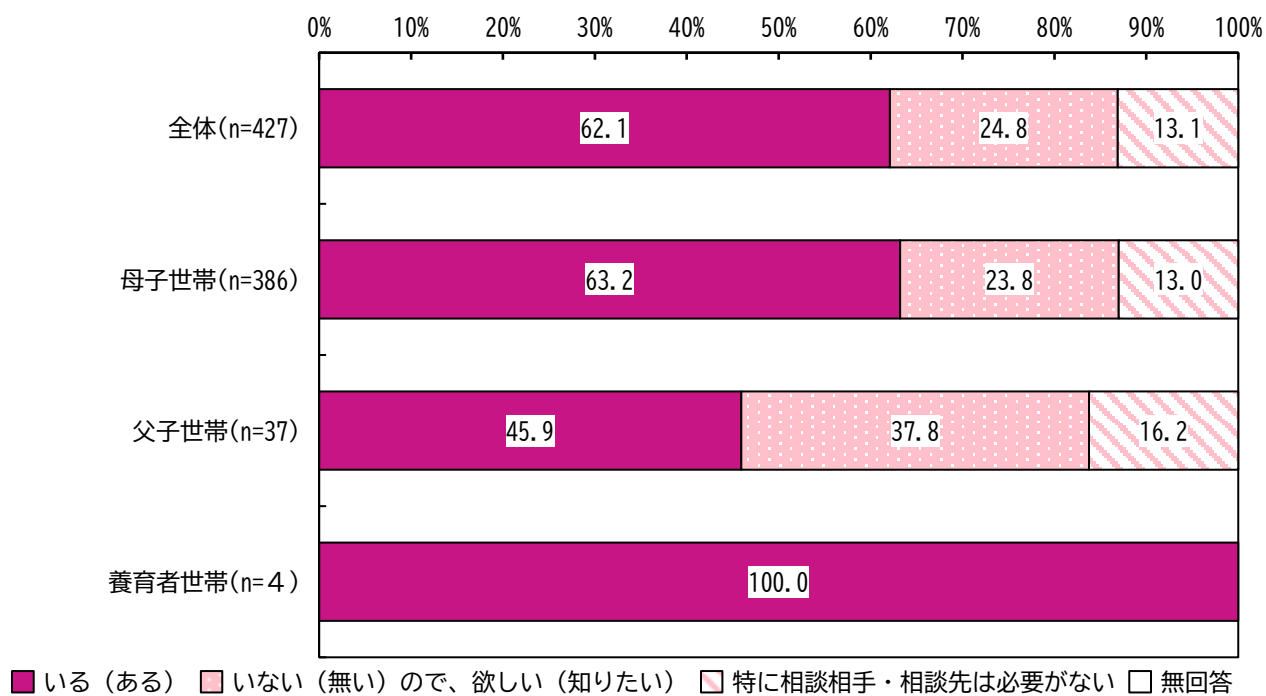
世帯×こどもの進学への心配ごと

単位(%)

	全体 (件)	子どもの 進学意欲や学力	進路や進学先の選択	学習塾等の 学校以外の教育費	学費の支払い	その他	今は思い浮かばない	特に心配なことはない	無回答
全体	427	12.9	8.7	8.0	59.7	1.6	4.9	3.3	0.9
母子世帯	386	11.9	8.3	8.0	60.9	1.6	5.2	3.1	1.0
父子世帯	37	24.3	10.8	8.1	51.4	0.0	2.7	2.7	0.0
養育者世帯	4	0.0	25.0	0.0	25.0	25.0	0.0	25.0	0.0

⑤ 相談先等・各制度の状況

世帯×相談先の有無



世帯×相談相手（複数回答）

単位（％）

	全体 (件)	家族・親戚	友人・知人	職場の同僚・上司	民生委員・児童委員	保育所・幼稚園	学校	母子・父子自立支援員
全体	265	78.5	75.1	33.6	1.9	2.3	10.2	2.3
母子世帯	244	79.1	75.8	34.4	1.2	2.5	9.8	2.5
父子世帯	17	70.6	64.7	23.5	5.9	0.0	5.9	0.0
養育者世帯	4	75.0	75.0	25.0	25.0	0.0	50.0	0.0
	全体 (件)	離別した相手	児童相談所	民間の相談機関	インターネットを利用した匿名の不特定多数	市等の行政の相談窓口 (法律相談等)	その他	無回答
全体	265	4.2	3.0	0.8	1.1	5.3	2.6	1.1
母子世帯	244	4.1	2.9	0.8	0.8	5.3	2.9	1.2
父子世帯	17	5.9	0.0	0.0	5.9	0.0	0.0	0.0
養育者世帯	4	0.0	25.0	0.0	0.0	25.0	0.0	0.0

世帯×現在の困りごと（複数回答）

単位（％）

	全体 (件)	住居のこと	仕事のこと	収入のこと	家事のこと	自分の健康のこと	親族の健康・介護のこと	生活態度のこと (お子さんの)	教育や将来のこと (お子さんの)
全体	427	25.1	35.6	76.6	18.7	38.2	16.9	17.8	64.9
母子世帯	386	26.4	35.5	77.2	18.7	38.6	16.6	17.6	67.1
父子世帯	37	8.1	37.8	67.6	16.2	29.7	13.5	21.6	45.9
養育者世帯	4	50.0	25.0	100.0	50.0	75.0	75.0	0.0	25.0

	全体 (件)	交友関係のこと (お子さんの)	学区のこと (お子さんの)	栄養、食事のこと (お子さんの)	健康や 障がい (お子さんの)	その他	特に悩みや 困っていることはなかった	無回答
全体	427	12.6	5.6	18.3	8.9	1.9	3.5	0.7
母子世帯	386	11.4	5.4	17.9	8.5	2.1	3.4	0.8
父子世帯	37	21.6	8.1	24.3	10.8	0.0	5.4	0.0
養育者世帯	4	50.0	0.0	0.0	25.0	0.0	0.0	0.0

世帯×情報の入手元（複数回答）

単位（％）

	全体 (件)	家族・親族	友人・知人・近所の人	幼稚園、保育園、 認定こども園、学校など	子育て支援施設（児童セン ター・はぐはぐ広場等）	民生委員・児童委員	相談・支援機 関・福祉の人	市の広報・HP・ア プリ・メール・パンフ レット
全体	427	7.3	12.4	10.8	6.6	2.3	7.0	56.9
母子世帯	386	7.8	13.7	10.6	7.3	1.8	6.0	58.0
父子世帯	37	2.7	0.0	10.8	0.0	5.4	10.8	48.6
養育者世帯	4	0.0	0.0	25.0	0.0	25.0	75.0	25.0

	全体 (件)	テレビ・新聞・雑誌などの マスメディア	インターネット・SNS (LINE、X)等	その他	情報源がないので、 入手できていない	で、入手方法がわからないの	無回答
全体	427	8.0	26.2	2.3	3.7	7.5	2.8
母子世帯	386	7.5	26.4	1.8	3.9	7.3	2.6
父子世帯	37	13.5	21.6	8.1	2.7	10.8	5.4
養育者世帯	4	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0

支援の利用状況と利用意向

単位 (%)

	利用したことがある	知っていたが、利用したことはない	知らないが、今後利用してみたい	知らないし、特に利用しない	無回答
①かしわファミリー・サポート・センター	8.4	64.6	10.3	12.6	4.0
②かしわファミリー・サポート・センター利用料助成	2.6	51.3	20.6	20.4	5.2
③JR定期券割引	12.2	37.9	37.7	7.7	4.4
④母子・父子自立支援員 (就労、子どもの学費に関する相談など)	9.1	48.0	23.9	12.9	6.1
⑤自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金	6.8	54.1	17.6	15.2	6.3
⑥母子父子寡婦福祉資金(貸付金)	3.0	49.4	19.7	20.8	7.0
⑦高等学校卒業程度認定試験合格支援事業(給付金)	0.5	37.5	19.4	34.7	8.0
⑧就労のための講習会(介護、パソコン講習会)	4.0	49.4	16.9	22.2	7.5
⑨柏市ひとり親福祉会	2.1	32.8	26.2	31.1	7.7
⑩かしわこども未来学習会塾(学習支援)	18.0	33.5	23.4	17.6	7.5
⑪ひとり親サポートメール(講習会、手当支給日、寄附品・イベント等の案内)	29.7	27.4	21.5	15.5	5.9
⑫子育て短期支援事業(ショートステイ)	2.6	29.3	17.1	43.3	7.7
⑬こども食堂	13.1	46.4	14.3	18.7	7.5
⑭ひとり親家庭養育費確保支援事業補助金	1.2	29.5	35.1	27.2	7.0

4 指標及び成果目標

(作成中)

5 施策の方向性取り組み

(1) 基本理念

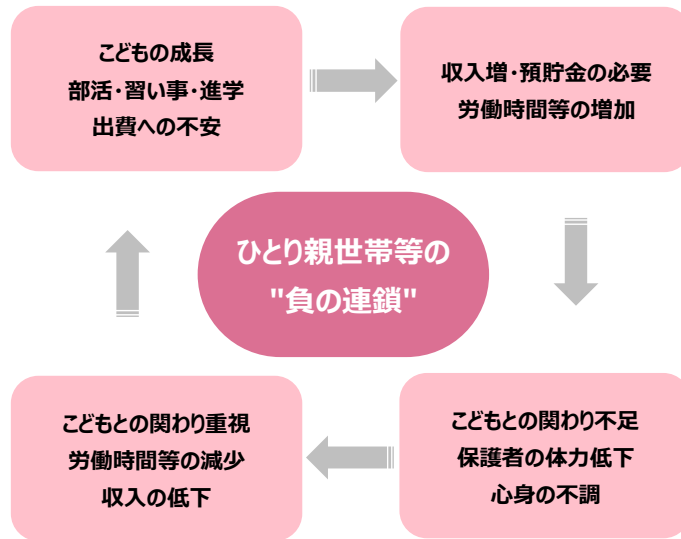
すべてのひとり親家庭等に “あんしんの環”を広げるまち

ひとり親家庭等では、多くが生計の維持と子育ての両方の負担を一人で担わなければならないため、収入面や時間の制約を受けることが多く、収入を増やすことと子育ての時間を確保することの間で「負の連鎖」に陥ってしまう傾向があります。

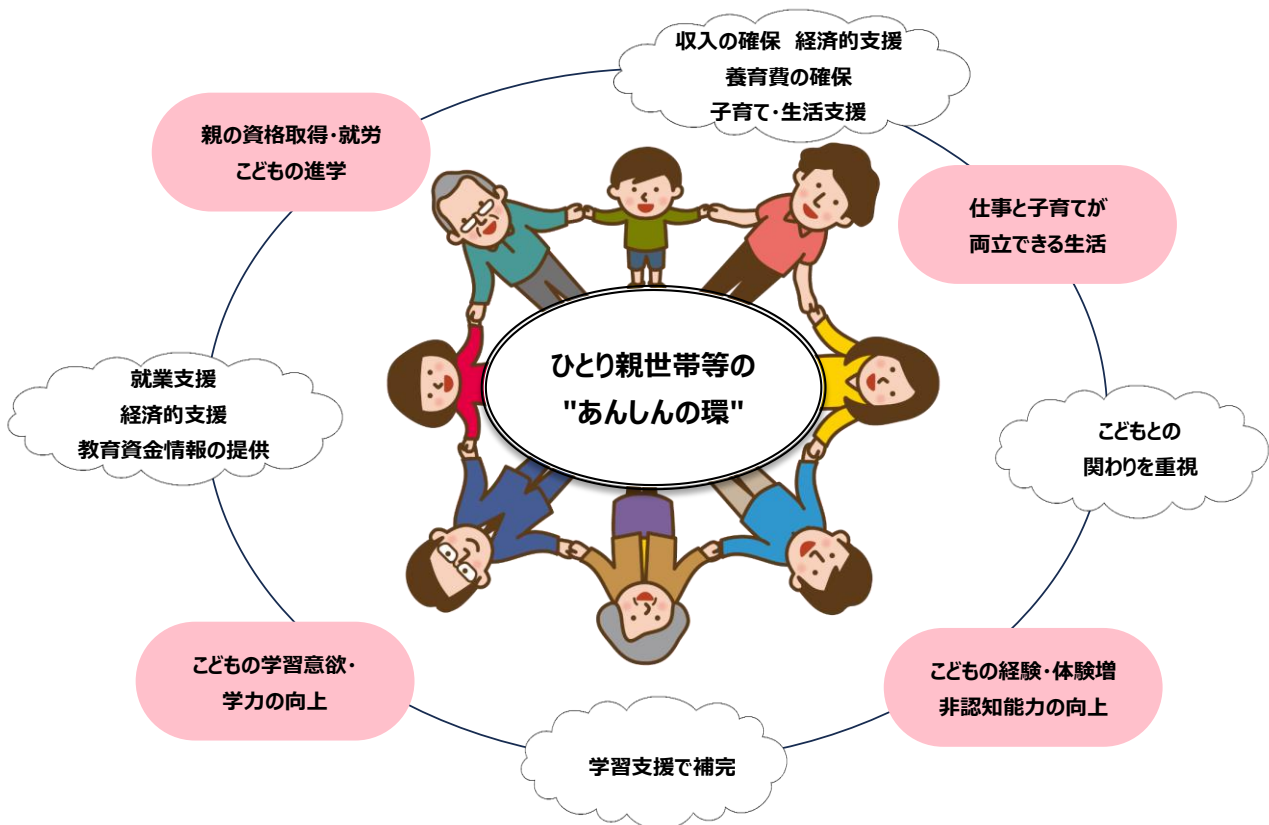
そこで、第3期計画では「すべてのひとり親家庭等に“あんしんの環”を」を基本理念に掲げ、ひとり親家庭等の経済的自立と安定した生活への支援に取り組んできました。

第4期計画では、第3期計画の基本理念を引き継ぐとともに、“あんしんの環”をさらに広げることを目指し、「すべてのひとり親家庭等に“あんしんの環”を広げるまち」を基本理念として、すべてのひとり親家庭等が自立し、安定した生活を送ることやその家庭におけるこどもたちが、将来に向かって夢や希望をもって、いきいきと成長することができるまちを目指します。

ひとり親世帯等の“負の連鎖”



ひとり親世帯等の“あんしんの環”



(2) 基本目標と施策の方向性

基本目標1 子育て・生活支援の推進

ひとり親家庭等の世帯において十分な収入が得られない等の理由により、こどもの教育・学習に影響を与え、その後の進学や就職するに当たっても選択肢が限られるなど、こどもの世代も貧困に陥る「貧困の連鎖」が大きな課題となっています。

アンケート調査においても、4割台半ばのひとり親家庭等でこどもを学習塾や習い事に通わせることについて、「経済的な理由でしていない」と回答しています。

これらのことから、ひとり親家庭等が安心して子育てと就業の両立を図り、安定した生活を送ることができるよう、子育てや生活の基盤となる住居に関する取り組みについて整備するほか、こどもの学習や社会的自立に対しても支援を促進します。

基本目標2 就業支援の推進

ひとり親家庭等は子育てと生計の維持を一人で担っていることから、子育て等の時間による一定の制限があり、職種や雇用形態、労働条件の制限、制約が生じる等の課題があります。

アンケート調査では、9割以上のひとり親家庭等が就労しているものの、約半数は正規雇用以外の雇用形態となっており、転職を希望している方も3割以上となっています。

ひとり親家庭等が十分な収入を得られ、経済的に自立した生活を送ることができるよう、資格の取得や職業機会の創出等、就業に関する支援の充実を図ります。

基本目標3 養育費確保支援の推進

離婚を原因とするひとり親家庭等では、養育費を受け取ることはこどもの権利であるにもかかわらず、未だにその確保が十分ではない状況にあります。

アンケート調査においても、約6割のひとり親家庭等が現在も養育費を受け取っていないと回答しており、養育費の重要性や社会的認識について周知が必要です。

ひとり親家庭等の生活を支え、こどもたちの健やかな成長を図るためにも、養育費を確保するとともに、適切な親子交流（面会交流）ができるよう、各種支援体制を整備します。

基本目標4 経済的支援の推進

アンケート調査の結果では、ひとり親になったとき、現在、どちらにおいても、「収入のこと」が悩みごととして最も多く、長期に渡り経済的な困窮状態が続いていることが伺えます。

それぞれ異なる課題と向き合いながら、個々の事情に応じ、経済的支援や教育・就学援助などを組み合わせ、多様な角度から支援を行うほか、就労や稼働収入の増加などひとり親家庭等の自立に関する視点も大切にしながら、生活の安定と自立促進、こどもの育ちを守る取り組みを推進します。

基本目標5 相談支援体制の推進

ひとり親家庭等が抱える問題は多岐にわたりますが、アンケート調査では公的機関への相談経験が少ないことをはじめ、支援や行政サービスについての認知度が低いといった課題が見られました。

また、当事者団体の存在があまり知られていないことや、父子においては当事者同士のつながりそのものが希薄化されており、相談相手が見つかりづらいといった問題への対応も必要となっています。

相談支援体制を整備することで、困難を抱えるひとり親家庭等が相談窓口等につながることは、就労・こどもの教育・経済的支援など、これまで表出していなかった困りごとや課題への解決に結びつく可能性があり、すべてのひとり親家庭等が“あんしんの環”の状態に近づくための土台となります。

各種制度の周知を図り、身近な方法でより分かりやすく、利用しやすい情報提供も進めながら、相談支援の充実について促進していきます。

(3) 施策体系図

基本理念

すべてのひとり親家庭等に「あんしんの環」を広げるまち

子育て・生活支援の推進

保育サービスの充実

生活・学習支援の強化

住宅確保に向けた支援

保護者の生活支援

就業支援の推進

ひとり親家庭に対する就労の支援

就労と子育てとの両立に対する支援

企業等への啓発の推進

ハローワーク等との連携強化

養育費確保支援の推進

普及啓発の推進

養育費相談の充実

民間事業者との連携

経済的支援の推進

手当等の給付

福祉資金貸付の推進

教育費の支援

相談支援体制の推進

相談支援体制の強化

情報提供の充実

施策1 子育て・生活支援の推進

安心して子育てと仕事の両立ができるよう、保育・育児の援助や住宅の確保など、多様なサービス及び子育て支援事業の充実を図っていきます。

また、子育てにおいてひとり親家庭等が孤立することがないよう、子育てに関する相談や情報提供等が行える場の整備を進めていきます。

あわせて、ひとり親家庭等のこどもたちに向けて、基本的な生活習慣の習得や学習支援を行い、こどもたちが将来社会で自立した生活が送れるよう支援に取り組んでいきます。

(1) 保育サービスの充実

①保育所・学童保育（こどもルーム）の優先入所

担当課	学童保育課、保育運営課
事業内容	ひとり親家庭のこどもが保育所・学童保育に優先して入所できるように配慮することで、就業・就職活動が行いやすい環境づくりに引き続き取り組みます。

②一時預かり事業

担当課	子育て支援課、保育運営課
事業内容	保育園の入所基準に該当しない程度での就労や、病気やケガ、買い物、リフレッシュなどの理由からこどもを保育園で預かったり、乳幼児を施設で預かったりするなど、一時的に預かることで子育ての負担軽減に努めます。

③病児・病後児保育事業

担当課	保育運営課
事業内容	病中または回復期のこどもについて、保護者の就労の都合などにより家庭における保育や集団保育が困難な場合、看護師・保育士が一時的に保育を行います。

④子育て短期支援事業（ショートステイ）

担当課	こども相談センター
事業内容	保護者が疾病、出産、看護、事故、育児疲れ等で一時的に養育が困難となった時、短期間、お子さんを児童養護施設へ預けることができる事業を実施します。

⑤ファミリー・サポート・センター事業

担当課	子育て支援課、こども福祉課
事業内容	子育ての援助をしてほしい人と援助をしたい人が会員となり、子育て中の親子を支援する会員同士が支え合う事業で、研修を受けた協力会員が保護者に代わって送迎や預かりの援助を行います。ひとり親世帯は申請により、利用料の半額を助成します。

⑥地域子育て支援拠点事業

担当課	子育て支援課、保育運営課
事業内容	未就学児の親子を対象に、親子が集まって過ごしたり、子育てに関する相談・情報提供を行う拠点の整備を進めます。

⑦はぐはぐひろば（地域子育て支援拠点）事業

担当課	子育て支援課
事業内容	乳幼児親子が安心して集うことができる場を提供し、親子同士の交流を通じた仲間づくりや、子育て関連情報の提供、子育ての悩み相談、育児講座などを行います。

⑨はぐはぐポケット中央（乳幼児一時預かり）（新規）

担当課	子育て支援課
事業内容	保育園・幼稚園等に在籍しておらず、家庭において保育している乳幼児を、理由を問わず一時的に預かることにより、子育て中の保護者を支援しその負担を軽減します。

⑩認可保育園の一時預かり（新規）

担当課	保育運営課
事業内容	保育園の入所基準に含まれない程度の就労、病気、けが、リフレッシュに一時的に保育を行います。

（２）生活・学習支援の強化

①こどもの生活・学習支援事業

担当課	こども福祉課
事業内容	こどもたちが将来自立した生活が営めるよう、基本的な生活や学習習慣のみならず、自己肯定感やコミュニケーション等の学習の土台となるべき意識の醸成や能力の向上を図るため、生活保護、児童扶養手当、就学援助などの受給世帯の小学４年生から中学２年生までを対象に、近隣センター等で「かしわこども未来学習会」を実施します。

②学習支援事業

担当課	生活支援課
事業内容	生活保護、児童扶養手当、遺児手当、ひとり親医療費、就学援助受給世帯の中学２・３年生及び高校生を対象に学習会を実施し、確実な高校進学、将来の選択肢を広げるとともに、居場所の提供など、貧困の連鎖の防止に努めます。

（３）住宅確保に向けた支援

①市営住宅への入居の優遇

担当課	住宅政策課
事業内容	ひとり親家庭が市営住宅を希望する場合、入居の抽選にあたって当選確率を高めるなどの優遇措置を適用します。また、県営住宅やひとり親家庭等の住宅確保を支援する団体等の情報を提供します。

②住宅確保支援の検討

担当課	こども相談センター
事業内容	緊急時の避難先の確保として、公的シェルターや、母子生活支援施設を含む民間シェルターの活用など、各種福祉施策や関係団体との連携等を通じて、継続して被害者の自立支援に向けた取り組みを実施します。

(4) 保護者の生活支援

①ひとり親家庭等に対する自立支援

担当課	こども福祉課，各課
事業内容	母子・父子自立支援相談事業として、ひとり親家庭等の抱えている経済的な問題、職業能力の向上、就業についての相談、その他生活全般に関する相談等、自立に必要な相談・支援を行います。 また、ひとり親家庭等の多様な状況を踏まえ、「子育て・生活」、「就業」、「養育費確保」、「経済的」の視点で関係機関と連携していきます。

②保育園

担当課	保育運営課
事業内容	保護者の方の就労や病気等で、保育を必要とする小学校入学前までの乳幼児を、保育します。 ひとり親家庭や生活保護受給世帯については、就職や求職活動、職業訓練を十分に行うことができるよう、優先的な入所に配慮します。

施策２ 就業支援の推進

ひとり親家庭等がより良い雇用条件で就業し、安定した収入を得ることができるよう、きめ細かな就労相談及び就労支援を実施し、経済的に自立できるよう支援を推進していきます。

また、就職や転職を考えているひとり親に対し、自らが望む就業に結びつくよう、資格や技能を習得するための講習会の実施、資格取得中の生活費の負担軽減、教育訓練講座の受講修了者に対する給付金の支給など、幅広い就業支援に取り組んでいきます。

（１）ひとり親家庭に対する就労の支援

①自立支援プログラム策定事業

担当課	こども福祉課
事業内容	児童扶養手当受給者等の生活や子育て等の状況、求職活動や職業能力開発の取り組み等の状況を聞き取り、自立・就業に向けた課題や阻害要因等を把握することにより自立目標を設定した上で、ニーズに応じた生活支援や就業支援等の支援メニューを組合せたプログラムを策定し、就労に結びつけます。 「かしわ就労自立サポートセンター」に常駐しているハローワークの職員と連携して、相談者の状況やニーズに応じた対応を行います。

②就業・自立支援センター事業

担当課	こども福祉課
事業内容	ひとり親家庭に対し、介護職員初任者研修等の就業支援講習会やパソコンスキル（エクセル）を磨く講座を開催し、就業に結びつく可能性の高い技能、資格を習得する機会を設けています。 また、講座修了後に利用者へのアンケート調査を実施し、結果や意見を分析し、効果的な事業を検討・企画します。

③自立支援教育訓練給付金事業

担当課	こども福祉課
事業内容	雇用保険法による教育訓練給付金の受給資格がないひとり親家庭の親が教育訓練講座を受講する場合、教育訓練経費の60%（上限20万円）を支給することで、ひとり親家庭の就業と経済的自立を支援します。

	また、雇用保険法による教育訓練給付金（教育訓練経費の 20％相当額）が支給されるかたにも、当給付金（60％相当額）との差額である 40％相当額を支給することから、各種通知時にチラシを同封する等の周知を図り、対象者に必要な情報が行き渡るように努めます。
--	--

④高等職業訓練促進給付金事業

担当課	こども福祉課
事業内容	就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、ひとり親のかたが6ヶ月以上の養成期間を要する国家資格等を取得する際に最大4年間高等職業訓練促進給付金を支給するとともに、修了後に高等職業訓練修了支援給付金を支給することにより、生活の負担軽減を図ります。

⑤高等職業訓練促進資金貸付事業

担当課	こども福祉課
事業内容	高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格とされる看護師、准看護師、保育士及び介護福祉士等の取得を目指すひとり親のかたに、養成機関在学中（最大3年間）に最大月額5万円を貸し付け、資格取得を促進し、自立の促進を図ります。 なお、当該貸付金は、養成機関卒業から1年以内に取得した資格を活かして就職し、市内でその職に従事した期間が5年間継続した場合、または、市外でその職に従事した場合で、従事した期間と市内での居住期間が5年間継続した場合は返済免除となります。

⑥高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

担当課	こども福祉課
事業内容	高等学校を卒業していないひとり親とその児童が、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座を受講した場合に、受講開始時に受講料の4割、受講修了時に2割を支給し、認定試験合格時に更に1割上乘せして支給します。

⑦就労支援講習会事業

担当課	こども福祉課
事業内容	就業に結びつく資格や技能を習得するため、介護職員初任者研修や介護福祉士実務者研修等の講習会を実施します。

(2) 就労と子育てとの両立に対する支援

①ファミリー・サポート・センター事業【再掲】

担当課	こども福祉課
事業内容	子育てを手助けして欲しい人と、子育てを手伝いたい人をつなぎ、育児を地域で助け合う活動を支援します。 子育てを手助けして欲しい人を「利用会員」、子育てを手伝いたい人を「協力会員」として登録し、支援のニーズや地域に応じて子育ての援助活動が行われるよう、アドバイザーが会員同士をマッチングします。 保育や習い事の送迎などの援助を行うことで、地域の方と共に就労と子育ての両立支援を行います。

②病児・病後児保育事業【再掲】

担当課	こども福祉課
事業内容	病中または回復期のこどもについて、保護者の就労の都合などにより家庭における保育や集団保育が困難な場合、看護師・保育士が一時的に保育を行います。

(3) 企業等への啓発の推進

①企業等への啓発の推進

担当課	こども福祉課
事業内容	事業主に向けて、ひとり親を雇用することで支給される特定求職者雇用開発助成金やトライアル雇用助成金の制度の周知を図るなど、ひとり親の就労環境の向上に努めます。

（４）ハローワーク等との連携強化

①就業相談事業

担当課	こども福祉課
事業内容	市役所内にあるハローワーク窓口のかしわ就労自立サポートセンターと連携し、ひとり親と母子・父子自立支援員、ハローワーク就労支援ナビゲーターの三者での相談を通じて、ひとり親のニーズに応じた就業につなげることで、ひとり親家庭の自立を促進します。

施策3 養育費確保支援の推進

生活の安定とこどもの健やかな成長のためには養育費が欠かせないことから、養育費の取り決めや確保、親子交流に関しては、専門的知識を持つ弁護士等による相談事業を実施するなど、養育費等の確保に向けた相談支援の取組を進めていきます。

(1) 普及啓発の推進

①養育費確保に関する周知

担当課	こども福祉課
事業内容	児童が健やかに成長するために、養育費の取り決めの方法や合意書の記入方法、親子交流の取り決めについて、ホームページやチラシにて周知します。

(2) 養育費相談の充実

①法律相談事業

担当課	こども福祉課
事業内容	養育費の取り決めや離婚前に関し、専門的なアドバイスを受けられるよう、弁護士への無料法律相談を実施します。

(3) 民間事業者との連携

①離婚前後親支援事業

担当課	こども福祉課
事業内容	ひとり親家庭等の養育費確保を促進するため、公正証書等の作成費用及び養育費保証会社との保証契約に要する初回保証料を補助し、ひとり親家庭への経済的な支援を実施します。

施策4 経済的支援の推進

児童扶養手当の給付をはじめとする各種手当や貸付・助成など経済的負担を軽減する施策に取り組んでいきます。

また、こどもたちの未来が経済的な状況によって左右されることのないよう、教育や就学に対する支援体制の充実を図ります。

(1) 手当等の給付

①児童扶養手当

担当課	こども福祉課
事業内容	離婚や死別などで、父又は母と生計を同じくしていない児童を養育されている家庭（ひとり親家庭等）の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図るために手当を支給します。 国の制度拡大に伴い、令和6年10月分から、所得制限を緩和し、第3子以降の加算額を第2子と同額に増額し、ひとり親家庭等への経済的な支援を充実します。

②ひとり親家庭等医療費等の助成

担当課	こども福祉課
事業内容	経済的に厳しい環境にあるひとり親家庭等の経済的負担の軽減を図るとともに、安心して必要な医療が受けられるよう、ひとり親家庭の児童及び養育者が保険診療や調剤を受けた場合、その自己負担額の一部又は全部を助成します。

③遺児等養育手当

担当課	こども福祉課
事業内容	病気や交通事故などにより、両親又は父母のいずれかを亡くされた市内に在住する義務教育修了前の遺児を扶養しているかたに対し、手当等を支給します。

④ファミリー・サポート・センター利用料助成

担当課	こども福祉課
事業内容	ひとり親家庭等の就労支援と育児の負担軽減を図るため、所得が基準額以下のかたが、かしわファミリー・サポート・センターを利用した場合に、利用料の半額を助成します。

⑤小児インフルエンザ予防接種の費用助成（新規）

担当課	健康増進課
事業内容	小児インフルエンザワクチン接種に伴う子育て世代の経済的負担を軽減するとともに、発病及び重症化の予防を図るため、予防接種の一部費用を助成します。

（２）福祉資金貸付の推進

①母子父子寡婦福祉資金の貸付

担当課	こども福祉課
事業内容	ひとり親家庭等の経済的自立支援やこどもの福祉の増進を図るため、こどもの進学や親の技能習得等のための資金の貸付を行います。

（３）教育費の支援

①教育費支援等の情報発信

担当課	こども福祉課
事業内容	経済的な理由でこどもの進学をあきらめることのないよう、高等教育の修学支援制度など国や千葉県、日本学生支援機構等で扱っている教育費支援の最新情報を収集し、適時適切な情報発信に努めます。

②就学援助

担当課	学校教育課
事業内容	経済的な理由で困窮する家庭に対して、こどもの学校給食費・学用品費・入学準備金などの一部を援助します。

③多子世帯・ひとり親世帯等への保育料軽減

担当課	保育運営課
事業内容	多子世帯及びひとり親世帯等の保育料負担の軽減を図るため、年収約360万円未満世帯の保育料について、こどもの人数に係る年齢制限を撤廃し、第2子は半額、第3子以降は無償化します。また、年収約360万円未満世帯のひとり親世帯等の保育料を、第1子は半額、第2子以降は無償化します。

④幼児教育の無償化に向けた取り組みの段階的な推進

担当課	保育運営課
事業内容	幼児教育の発展及び幼児教育の機会の均等化を図ることを目的として、私立幼稚園に在園する園児の入園料及び保育料を減免することで、保護者の経済的負担を軽減します。

⑤放課後児童クラブ（こどもルーム）の保育料軽減

担当課	学童保育課
事業内容	入所児童世帯が生活保護、就学援助、市民税非課税・均等割りのみ課税世帯に該当する場合は、経済的負担の軽減を図るため、保育料の全部又は一部を減免します。

⑥就学援助制度の充実

担当課	学校教育課
事業内容	小・中学校に就学するお子さんが安心して教育を受けられるよう、経済的理由により就学が困難な児童生徒の要保護者又は準要保護者に対し、学用品費及び学校給食費等の援助を行います。

⑦柏市制服バンク（新規）

担当課	学校教育課
事業内容	卒業等で不要になった市内公立中学校の制服を譲り受け、提携しているクリーニング店を介し、就学援助を受けられている世帯等へ譲渡します。

施策5 相談支援体制の推進

子育てのみならず生活面や就労など、ひとり親家庭等が抱える様々な悩み・課題に対して、プライバシーに留意しながらきめ細やかに対応できるよう、相談支援体制の充実を図ります。

支援を必要とするひとり親家庭等に確実に情報が届くよう、関係機関・団体との連携を深め、ひとり親家庭等に関する情報交換や提供など、情報共有に関するネットワークづくりを促進するほか、積極的な情報発信にも取り組んでいきます。

（１）相談支援体制の強化

①母子・父子自立支援員相談事業

担当課	こども福祉課
事業内容	ひとり親家庭が抱える、子育てや生活、就労、養育費、家計についての悩みや困りごとにきめ細かく対応するとともに、母子・父子自立支援員をはじめとするひとり親家庭の自立支援に関わる人材の資質の向上に努めます。

（２）情報提供の充実

①ひとり親サポートガイドの作成

担当課	こども福祉課
事業内容	ひとり親家庭に関する相談や手続き、手当などの各種支援情報が簡潔にまとめた冊子を作成し、毎年８月にある児童扶養手当の現況届提出時に、すべてのひとり親家庭に向けて配布します。

②メール等を活用した情報発信

担当課	こども福祉課
事業内容	ひとり親家庭に対する支援施策について、引き続き広報誌や子育てサイト「はぐはぐ柏」による広報啓発に加えて、メールやSNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）等を活用した情報発信の手法を検討します。

③地域団体への情報提供

担当課	こども福祉課
事業内容	ひとり親家庭については、各種支援施策や社会資源の情報が届きづらい場合も考えられることから、庁内外の関係部署だけでなく、ひとり親と接する機会のある地域福祉を担う団体との連携を深めることで、情報提供できるように取り組みます。

④ひとり親支援団体等との連携

担当課	こども福祉課
事業内容	ひとり親家庭等の交流の場となっている団体と情報交換するなど連携を図ります。

6 計画の推進体制

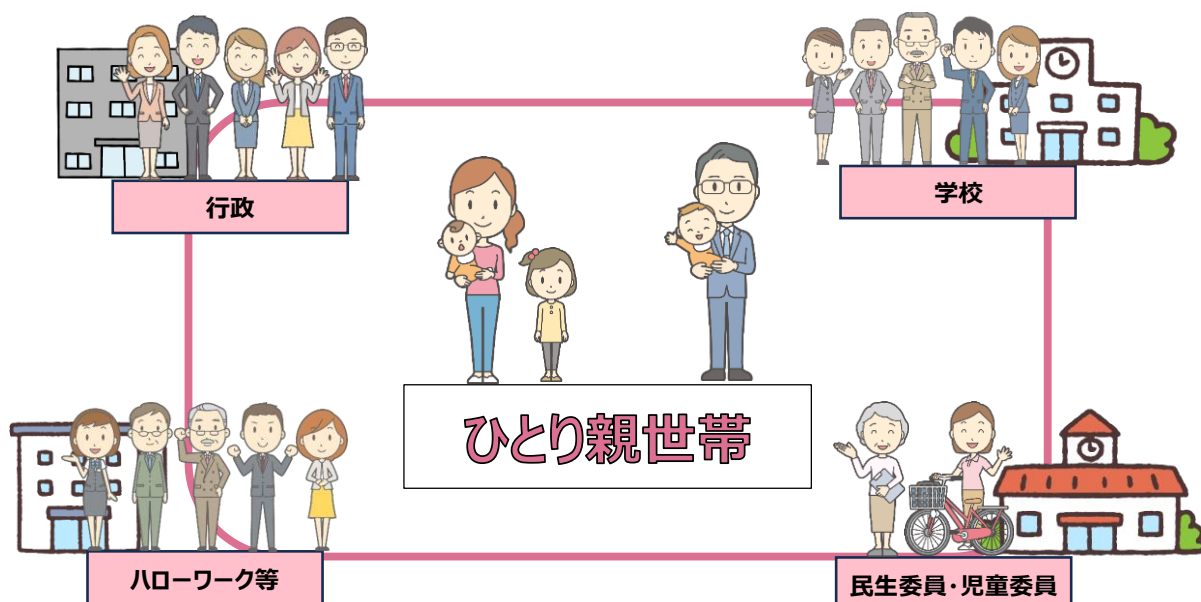
(1) 計画の推進体制

ひとり親家庭が抱える困難は、様々な要因が複雑に重なり合っていることが多く、それぞれの置かれた状況に応じたきめ細かな支援が重要です。

本計画の推進にあたっては、関係部署間による効果的な連携・協力体制を確保するとともに、ひとり親福祉団体や民生委員・児童委員、学校、ハローワーク等の関係機関や団体等と状況に応じて連携・協働を図ることで、各種施策を総合的に推進していきます。

また、法令・制度等の改廃などの社会状況の変化やひとり親家庭等のニーズ等に対応するため、必要に応じて各施策の見直しを行うなど適切な進行管理に努めます。

計画の推進体制のイメージ図



(2) 計画の評価と検討

本計画における施策の取組状況について進捗管理を行います。また、次期計画の策定に向けて、計画期間中に改めてひとり親世帯等調査を行うことで、計画の効果を検証し評価するとともに、次期計画の策定や未来の取り組みにつなげていきます。

7 参考資料

(作成中)